

令和4年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和4年6月20日 午前10時00分 開会
午後 3時40分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 西川善浩 15番 下村正樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	9	松林 謙司	一問一答	暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付事業の追加対象について	市 長 担当部長
				訪問理美容の行政補助について	市 長 担当部長
				運転免許証自主返納者に対する支援について	市 長 担当部長
2	4	坂本 剛司	一問一答	特定外来生物オオキンケイギクについて	担当部長
				市内コンビニや店舗の「公共トイレ化」と公共トイレの全ての男性トイレの個室に「汚物入れ」設置を	担当部長
				市の人口問題と婚姻率、婚活について	市 長 担当部長
3	1	西川 善浩	一問一答	これからの中学校部活動について	市 長 副市長 教育長 担当部長
4	3	柴田 三乃	一問一答	葛城市における男女共同参画推進状況と今後の展開について	市 長 担当部長
				奈良っ子はぐくみ条例に基づく葛城市におけるこれからの子育て支援策について	市 長 教育長 担当部長
5	7	吉村 始	一問一答	路面サインの導入について	市 長 担当部長
				天然芝のグラウンドについて	市 長 教育長 担当部長
				公共施設の専門職について	市 長 教育長 担当部長
6	1 2	増田 順弘	一問一答	プラ容器、大型ごみの収集について	市 長 担当部長
				安全で安心して暮らせる街づくりに向けて	市 長 担当部長
7	2	横井 晶行	一問一答	水道事業について	担当部長
				公共施設の防災状況	担当部長

8	10	谷原 一安	一問一答	葛城市の水道事業について	市長 担当部長
				道の駅かつらぎ建設事業に係る訴えの提起の結果および教訓について	市長 副市長 担当部長
9	5	杉本 訓規	一問一答	待機児童対策について	市長 担当部長
				保育所について	担当部長
10	8	奥本 佳史	一問一答	認定こども園・公立保育所の園長について	市長 副市長 教育長 担当部長
				斎場における残骨灰処理について	市長 副市長 担当部長

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月8日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

まず最初に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点ございます。第1点目が、暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付事業の追加対象について。第2点目が、訪問理美容の行政補助について。そして、第3点目の質問、運転免許証自主返納者に対する支援について。以上3点について質問をさせていただきます。

なおこれよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

川村議長 9番、松林謙司議員。

松林議員 それでは、まず第1点目の暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付事業の追加対象について伺いをさせていただきます。網膜色素変性症の様々な症状を補い、助ける機能を持ったこの暗所視支援眼鏡につきましては、今まで、令和元年6月と同年12月、そして令和3年3月の計3回、定例会の一般質問にて取り上げさせていただいてまいりました課題であります。このたび4度目の一般質問となりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。なお、4度目の一般質問ということで、前回、前々回の内容とかなり重複する質問になろうかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

2020年10月に、網膜色素変性症の患者に人工多能性幹細胞（iPS細胞）由来の細胞を移植する世界初の臨床研究が実施されました。視細胞が失われ、失明のリスクもある難病であり、治療法の確立も長らく道半ばであります。ずっと待ち続けていたと、闘病を続ける患者は期待を寄せる一方、安全面をはじめとした課題も残っております。網膜色素変性症の治療法については、世界各国で広範な研究が行われており、今後10年の間に新たな治療法が確立

される可能性も少なくないようではありますが、まだまだ現在のところ、この病気に対する治療方法の可能性は見えてきたが、根本的な治療法の確立までには至っていないのが実情ではなかろうかと思えます。網膜色素変性症の患者は、通常4,000人から8,000人に1人とも言われております。また、5,000人に1人、もしくは大体1万人に1人とも言われております。

ここで伺いをいたしますが、この網膜色素変性症という目の病気ですが、本市におきまして、何人ぐらいの患者がおられるのでしょうか、お示しをください。

川村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。本日、よろしくお願ひいたします。

ただいまご質問いただきました網膜色素変性症は、暗いところで目が見えにくくなる夜盲や視野が狭くなる視野狭窄が進み、さらには視力が低下し、失明することもある進行性の病気であり、その治療法が確立されておらず、国の指定難病の1つであります。葛城市において実施している特定疾患給付金事業の網膜色素変性症による申請件数の推移でございますが、令和元年10月1日時点で12件、令和2年10月1日時点で12件、そして昨年、令和3年10月1日の時点では11件でございました。難病情報センターの情報によりますと、この病気の患者は4,000人から8,000人に1人と言われておりますので、葛城市の人口から推定いたしますと、若干発病率は高いと考えております。

以上です。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。この網膜色素変性症であります。症状としては夜盲、これは暗部の視力が著しく衰え、目がよく見えなくなる症状、俗に鳥目と呼ばれる症状でございます。そして、羞明、まぶしく感じることです。この場合、普通の人がまぶしいと感じない光をまぶしく感じる状態のことです。そして次第に視野が狭くなる視野狭窄、視力の低下などの症状があります。この病気は原則として進行性ですが、進行の早さや症状の組合せ、順番にも個人差が見られますが、これらの網膜色素変性症の症状を補い、助ける機能を持った暗所視支援眼鏡を九州大学病院とH O Y A株式会社、公益社団法人日本網膜色素変性症協会が共同開発で数年間の研究を経て、2018年4月に製品化されました。このたび、暗所視支援眼鏡は、小型カメラで捉えた映像を明るい状態で使用者の目の前のディスプレイに投影して、暗い場所では明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能を持っております。さらに拡大や縮小ができ、視野の狭窄を助ける機能もあるのが特徴であります。患者が製品化された暗所視支援眼鏡を装着して、夜暗くなってからどの程度この眼鏡の効果があるのか体験をしていただき、感想をお聞きするという動画が配信をされておりました。網膜色素変性症の症状の1つである夜盲、一般的には鳥目と言われる症状、具体的には暗いところで見えなくなってしまう症状であります。夜暗くなれば見えなくなる、目の病を患っていない一般的な健常者であれば、夜には夜の風景、景色を見ることができわけではありますが、それを見ることができないこととなります。

暗所視支援眼鏡を装着体験された患者の感想を少しご紹介させていただきます。それによ

りますと、50年間、一度も夜を見たことがなかった。暗い画用紙に点を打ったような光しかなかった。夜の風景がその光の下に物があるのが見える。しかも、それがリアルタイムで見える。外灯の下に自分の影が見える。そんなことは、今までの自分にはあり得なかったことです。そういうものが見えます。あれはすごく役に立つと思うと、このように語っておられます。装着体験をされた複数の患者は、暗所視支援眼鏡の効果を実感され、一様に装着することが快適であり、役に立つと述べられています。このように優れた機能を持つ暗所視支援眼鏡ではありますが、価格は40万円と高額なため、患者は購入に踏みきれないのが現状であります。

ここで改めてお伺いをいたしますが、市町村が行っている必須事業の1つである日常生活用具給付等事業について、どのような事業なのか、お示しをください。

川村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 日常生活用具給付等事業は、いわゆる障害者総合支援法において、市町村が行う地域生活支援事業の必須事業であり、障がいのある方々の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与する事業でございます。この事業の給付対象となる日常生活用具につきましては、本市では、国が厚生労働省告示に定めます3つの要件、及び6つの用途、形状に該当するものを、葛城市日常生活用具給付事業実施要綱に定めております。

まず、要件としましては、1つ目に、障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、2つ目に、障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの、3つ目に、用具の製作、改良または開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの、この3つを満たす必要がございます。

次に、6つの用途、形状につきましては、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）のいずれかに該当する必要がございます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。2019年、熊本県天草市におきまして、3月の定例会にて公明党の市議会議員が、同眼鏡を日常生活用具給付事業の対象に追加するよう提案、そして、この提案が認められ、網膜色素変性症の患者らが使用する暗所視支援眼鏡について、日常生活用具給付事業の対象品目に追加されることになりました。この全国初の取組となった熊本県天草市において、同眼鏡が日常生活用具対象品目に追加されてから3年経過しましたが、その間、各自治体での日常生活用具給付事業の対象品目に暗所視支援眼鏡が追加されるという事例も広がりを見せております。同眼鏡は、2022年1月現在で57の自治体に日常生活用具給付の対象品目として追加されております。

その自治体の中でも、東京都新宿区、または静岡県伊豆の国市などにおいては、日常生活用具一覧表の中で、暗所視支援眼鏡を個別の種目としては挙げずに、日常生活用具一覧表の中の種別では情報・意思疎通支援用具の中の種目、視覚障害者用拡大読書器に含まれるとして、その基準額19万8,000円を上限として補助をしております。東京都府中市においても、

暗所視支援眼鏡は給付対象品目の一覧表の障害者用情報認識装置に含まれるとして、その基準額を上限として補助をしている自治体もあります。

また、宮城県仙台市では、2021年10月から網膜色素変性症の患者らが使用する暗所視支援眼鏡の貸与をしております。非課税世帯は無料で、課税世帯には月額1,100円で貸出しをしております。暗所視支援眼鏡の価格は約40万円と高額です。一方、網膜色素変性症は進行性の疾患であるため、視力が低下していく場合もあります。そのため、仙台市では、症状の進行で眼鏡を長く利用できないことも想定し、暗所視支援眼鏡の貸与方式を実施しております。暗所視支援眼鏡は、国が厚生労働省告示第529号で定める日常生活用具の追加対象品目としての追加条件を全て満たしております。

熊本県天草市では、夜盲症を抱える市民の要望、意見等を基に検討した結果、2019年7月1日より、日常生活用具の給付対象とすることを全国で初めて決定いたしました。このことを受け、熊本県網膜色素変性症協会の山本会長は、今回、暗所視支援眼鏡が日常生活用具に認定されたことは患者にとっても生きる勇気と希望につながると、このように述べ、さらに、網膜色素変性症の患者は、就労や就学だけではなく、災害時には身動きがとれなくなるなど、生活に困難を極めています。一方で、一部の人による心ない差別や偏見を恐れ、病を隠している患者もおります。あらゆる人が安心して暮らしていけるよう、自治体には手厚い支援をお願いしたいと、このようにも述べておられます。

暗所視支援眼鏡を本市の日常生活用具給付事業の追加対象に加えることは、いささかも問題のないことであり、支障のないことであると思います。あるとすれば、本市のやる気があるかどうかの問題であるかと、このように思います。現在、コロナ禍で大変な状況の中ですが、いかなる時代であれ、市民の小さなお声に対して政治は耳を傾け、市民に寄り添い、手を差し伸べるべきであろうかと思えます。難病である網膜色素変性症で苦しむ方々の病の症状を緩和し、日々の生活の質を向上し、そして、さらに毎日の生活に少しでも希望を持って過ごしていただくためにも、もっと政治は市民に寄り添い、手を差し伸べるべきであります。

ここで改めてお伺いをさせていただきますが、暗所視支援眼鏡を日常生活用具に認定をしていただき、病と闘う患者とそこそご家族の皆様支援の手を差し伸べるべきであると思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 暗所視支援眼鏡については、極めて特殊な眼鏡であり、給付対象としている、または予定している自治体は、令和4年5月時点において全国で約80団体と伺っております。現在葛城市においては、議員の質問をいただいている中で情報を収集するとともに、給付の対象となられる方に実際にこの眼鏡を体験していただける機会を設けることを検討しております。実際にお使いいただいた対象者の生の声を聞かせていただき、また有効性、安全性等を検討しながら判断していきたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。視力が低下し、失明の可能性もある。しかも、治療方法も確立されていない。病と毎日必死に闘っておられる患者の皆様にとって生きる勇気と希望につながる暗所視支援眼鏡、ぜひとも日常生活用具に認定をしていただくことを切に要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

第2点目として、訪問理美容の行政補助についてお伺いをさせていただきます。江戸時代の理美容業界は、店舗で結髪を行う髪結師のほかに、店舗を持たずに結髪道具を携えて客の家に出張する髪結師がおり、得意先を回って髪を結っていました。この出張結髪を行う髪結師は、江戸では「あごつき」、京都や大阪では「廻り」と呼ばれていました。また、大半の髪結師が理髪師へと転じた明治時代や大正時代、出張で結髪を行う女性の髪結師は「出髪」と呼ばれており、得意先の客の家に行き髪を結っていました。つまり、理容師法・美容師法がまだなかった戦前は、理容・美容の出張サービスが当たり前のように行われていました。しかし戦後、店舗を持たないで理容・美容サービスを行う出張営業はやみ行為と呼ばれており、このやみ行為を規制するために、昭和26年の理容師美容師法改正によって、出張営業は特別な事情を除いて禁止されました。したがって、現在の法律では特別な事情がある場合を除いて、理美容サービスを理美容所以外の場所で行うことができないことになっております。行うことができる特別な事情とは、疾病その他の理由により理美容所に来ることができない者に対して行う場合、そして、婚礼その他の儀式に参列する者に対してのその儀式の直前に行う場合、そして、都道府県または保健所を設置する市が条例で定める3つであります。高齢社会が進行する中で、在宅の高齢者が理容・美容サービスを受けることは、心身をリフレッシュさせるなど、生活の質の維持・改善に資する面があります。こうした中、外出の困難な高齢者に対する理容・美容サービスの活用を推進することは、時代のニーズに沿った重要な要素の1つでもあろうかと思えます。

滋賀県近江八幡市では、理美容院に行くことが困難である要介護高齢者が、対象の理容師、美容師の出張訪問により自宅等の居宅において訪問理美容を利用する場合に、費用の一部として利用1回につき1枚1,500円の助成券を年最大4枚まで、市が定める一定の基準に基づき助成をしております。また、奈良県天理市におきましても、理美容店へ行くことが困難な市内在宅の65歳以上の高齢者に対して、市が定める一定の基準に基づき、自宅で理髪を受けることができる利用券1回につき3,000円を年最大4回分助成しております。また、長野県伊那市では、寝たきりなどの理由により、散髪などのために理容院や美容院に出向くことが困難である高齢者などに対し、訪問により自宅で、または、送迎により店舗で理容・美容サービスを受けるとき、その費用の一部を利用1回につき1枚2,000円の券を年最大4枚まで、市が定める一定の基準に基づき助成をしております。今、幾つかの自治体の取組を紹介させていただきましたが、寝たきりなどの理由により、散髪などのために理容院や美容院に出向くことが困難である高齢者などに対し、障がいの程度など各自治体で一定の基準を定め、それぞれの基準にのっとり、利用券・サービス券を出して、高齢者に対する訪問理美容の助成支援をしております。

ここで伺いをさせていただきます。本市においても、理容院や美容院に出向くことが困

難な高齢者に対し、訪問理美容の利用券の助成支援は実施されているのでしょうか。また、実施されているのであれば、その訪問理美容サービスの制度の内容につきましてお示しをください。

川村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

本市におきましても、葛城市訪問理美容サービス事業としまして要綱に規定し、実施しております。その事業の対象となる方は、本市に住所を有し、介護保険法に規定する要介護認定もしくは要支援認定を受けている方または介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の対象となる被保険者で、外出することが特に困難と認められる方となっております。事業内容としましては、対象者1人当たり、当該年度につき利用券2枚を委託先であります奈良県美容業生活衛生同業組合及び奈良県理容環境衛生同業組合に加入している美容師、または理容師が対象者のお宅に訪問する際の出張経費を全額補助しております。なお、理美容に係る技術料等は対象者の個人負担となっております。

以上です。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。続けてお伺いをさせていただきますが、本市における訪問理美容サービスの利用券の利用実績についてお示しをください。

川村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 訪問理美容サービスの利用券の利用実績でございますが、近年の利用はございません。利用実績があった最後の年度は、平成28年度に2名の方が1回ずつ利用されております。その後、平成30年度と令和元年度にそれぞれ1名の方に利用券を交付しておりますが、最終的に利用されることはございませんでした。このことから、令和2年度以降は利用券の交付も実績もない状況でございます。近年、利用実績がなくなってきた理由としましては、デイサービスやショートステイなど介護サービスが充実し、そのサービスの利用時の入浴前などに施設内で理美容を実施されることが増えたことや、理美容それぞれの同業組合が独自に実施しておられる「安心・快適奈良くらしの応援団」において同様の事業があることなどが想定されます。

以上でございます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。利用率の低下の原因は、障がいなどをお持ちの高齢者の介護支援体制の変化も十分に考えられるところではありますが、それとともに、葛城市訪問理美容サービス事業も平成16年10月1日からの施行で、約18年前となっております。その間、市のホームページや広報等でこの制度の周知徹底方も必要であったことが十分に考えられます。この制度自体を認識されていない方々もおられたのではないかと思います。今後、この制度自体の周知徹底方を切に望むものであります。

先ほど、他の自治体の取組の事例でも紹介させていただきましたが、長野県伊那市、この自治体では散髪などのために理容院や美容院に出向くことが困難である高齢者などに対し、

訪問により自宅でのみのサービスだけではなく、送迎により店舗において理容・美容サービスを受ける場合におきましても、その費用の一部を助成していることを紹介させていただきましたが、本市におきましても同様に、送迎により店舗で理容・美容サービスを受ける場合におきましても、その費用の一部の助成を受けることができるようにするべきであると思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 現行の訪問理容サービスの自宅までの事業者の出張費用の助成以外に理美容サービスを受ける際、自分で店舗に行くことが困難である高齢者が店舗まで行くための送迎費用の一部を助成するという提案でございますが、その場合、現在行っております理美容事業者への助成ではなく、送迎を行う事業者への助成につきましては、既存の制度を利用した形で、何かよい方法はないのか、あるいは地域の自発的な移動支援活動としてそれをサポートしていくのか、その在り方や方策を検討してまいりたいと考えております。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。住みよさランキング2021で、葛城市は全国49位、近畿地区では第3位でありました。葛城市が住みやすい理由として、子育て、暮らし、安全、景観、福祉とあります。これらの5つの要素が充実していることが理由として挙げられます。これらの要素の中の1つである福祉の充実ということではありますが、散髪などのために理容院や美容院に出向くことは困難な高齢者などが、もっと気軽に訪問による理容・美容サービスのみだけでなく、送迎による店舗で理容・美容サービスを受ける場合におきましても、助成支援を受けることができますように、更に高齢者に対する福祉の充実を図っていただきますことを切に要望いたしまして、次の第3点目の質問、運転免許証自主返納者に対する支援についてお伺いをさせていただきます。

2019年4月、東京都豊島区東池袋で高齢ドライバーによる車両暴走事故が発生しました。この事故以降、東京都内で運転免許証の自主返納を行うドライバーが増えていることも報告されており、警察庁がまとめた2020年3月24日発表の運転免許統計によると、2019年に運転免許証を返納したのは、前年比42.7%増の60万1,022件となり、制度開始以来、過去最多となりました。この2019年の重大な事故がきっかけとなって、高齢ドライバーの安全に対する意識が変わりつつありました。その後、2020年には55万2,381件、対前年より4万8,641件減少、2021年には51万7,040件、対前年よりも3万5,341件減少となり、2019年をピークに2年連続で減少となりました。2020年、2021年の減少の要因として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で重症化しやすい高齢者が外出しづらくなり、手続のための外出控えや自家用車のニーズの高まりの可能性が指摘されております。

ここで伺いをさせていただきますが、本市における、運転免許証自主返納者の人数は何人でしょうか。ここ3年程度の人数をお示してください。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願いたします。ただいま松林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

運転免許証の自主返納者の人数ということでございます。奈良県警に問合せをさせていただきましたところ、県内の市町村別の運転免許証の自主返納者数というのは、データがないということでございます。しかしながら、奈良県全体の数は把握されているということで、県全体の数をお答えしたいと思います。

まず、令和元年でございます、返納者7,311人。令和2年、6,629人、令和3年、6,183人となっております。

以上です。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。マイホームを手に入れた頃はすたすたと歩けた駅から、坂道が年をとるとまるで難所のように立ちはだかり、ちょっと病院まで、駅の反対側のスーパーまでの交通手段を確保したいというのが、高齢者が免許を手放さない理由であろうかと思えます。運転免許証を自主返納することがためらわれる一番の理由は、まさに車がないと生活が不便になることであります。交通機関の発達した都市部では免許返納へのハードルは比較的低いと言えますが、まだまだ葛城市においては免許を返納した場合、毎日の生活を営む上で不便なことも多々出てくる場合も十分想定されます。それでも、悲惨な事故を起こさないためにも、まさに苦渋の選択であろうと思えますが、高齢者の中には運転免許証の自主返納をさせていただいておられる方々もいらっしゃると思えます。

お隣の大和高田市では、高齢者運転免許証自主返納促進事業として、令和4年4月1日より、65歳以上の高齢者で運転免許証を有効期間内に自主返納した方へICOCA乗車券、預り金を含めて5,000円分を交付しております。1回限りです。また、下市町では、運転免許証を自主返納した高齢者が必要な手続きをとると、町が奈良交通の路線バス乗車券770円分を20枚交付しております。1人1回のみです。香芝市では、65歳以上の方の運転免許証自主返納に対して運転経歴証明書の発行手数料1,100円を補助、香芝市コミュニティバスに1年間無料で乗車することができる香芝市コミュニティバス優待乗車証の交付を行っております。また、宇陀市におきましては、運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の方は、運転経歴証明書を掲示することで、奈良交通ゴールド倶楽部定期券6か月分を2回、1年分を無料で交付を受けることができます。この定期券を利用すれば、奈良交通バスにおいて、近鉄大阪線以北の各駅を発着する路線区間は運賃100円で、近鉄大阪線以南の各駅を発着する路線区間は大人運賃の半額で利用することができます。そして、奈良交通直営飲食店、ベーカリーレストランサンマルク等など、高齢者交通安全支援事業所の証を掲示している店舗において料金の割引を受けることができます。

以上、奈良県内の高齢者運転免許証自主返納者に対する支援を実施している自治体の一部ではありますが、ご紹介をさせていただきました。本市におきましても、高齢者が少しでも安心して、気持ちよく運転免許証の自主返納ができますように、自主返納者に対してタクシー券などの交付を行うなどの支援を行うべきであると思えますが、阿古市長のお考えをお示しください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 運転免許証の自主返納者に対する支援について私のほうから答弁させていただきます。タクシーチケットは給付的な意味合いもありますので、公平性の観点から、福祉部門との議論が必要であると考えております。既に自主返納者に対する支援として、奈良県警が行っている高齢者交通安全支援がありますが、市として独自の支援策として考えられるのは、タクシーチケット以外には、令和元年の9月議会において当時の企画部長が答弁しております、市で運行しているコミュニティバスやデマンドタクシーの乗車料金を一定期間無料にする対策も考えられるところであります。これにつきましては、現在、新型コロナウイルス対策関連の事業として、実質乗車料金の無料化を実施しておるところでございますが、地域公共交通活性化協議会の中で議論を行った上で、更にどうするのかというのを決定していきたいと考えております。また、その他に、市内在住の65歳以上の方が運転免許証を返納された場合に運転免許経歴証明書交付手数料1,100円を市で補助するなどもできるのではないかと考えておるところでございます。これまでの議論の繰り返しにはなりますが、他市での事例なども参考にして、どのようにすれば運転免許証の自主返納を促すことができるのか、既に公共バスを利用されている方とのバランスを保てるのかも勘案しながら、引き続き様々な方策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。調査結果によると、高齢ドライバーの7割以上の方が、自動車運転免許証の自主返納の意思があると言われております。しかし、一方で、住環境が原因で車を手放さない人が多くいることも明らかなことであります。このような事情の中で、身体的な衰えなどによる高齢者による悲惨な交通事故をなくすためにも、高齢者が車の運転に自信を持てなくなったときには、少しでも安心をして、気持ちよく、運転免許証の自主返納ができますように、本市におきましても、運転免許証自主返納者に対しまして何らかの支援策を講じていただきますことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

川村議長 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 皆さん、おはようございます。新人議員の坂本剛司でございます。議員になって8か月たちましたが、まだ勉強しながらということでもあり、新人議員ですが市民のためにという事柄に関しましては、私は熱烈峻厳の気構えで議員活動を努めたいと考えております。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。私の質問は3つ。特定外来生物オオキンケイギクについて。それから、市内コンビニや店舗の「公共トイレ化」と公共トイレの全ての男性トイレの個室に「汚物入れ」設置を。3つ目は、市の人口問題と婚姻率、婚活について、この3つであります。

これからの発言は質問席にて行います。よろしく申し上げます。

川村議長 坂本剛司議員。

坂本議員 では始めます。まず、特定外来生物オオキンケイギクについてであります。私も今日、自宅から市役所に来ましたけれども、自宅から市役所に来る途中にもオオキンケイギクがあります。高田川の土手に咲いています。空き地に咲いています。民家の庭に咲いています。特に民家の庭には群生状態になっております。これは5月から7月にかけて咲くんですけれども、5月に咲いたオオキンケイギクはもうちょっと枯れ気味ではありますけれども、6月、7月にかけて咲くオオキンケイギクもありますから、今もすごく咲いているという状態のところもあります。皆さん、特定外来生物とは何かご存じでしょうか。そして、そのオオキンケイギクとは何かご存じでしょうか。ほとんどの方はご存じないと思います。知らんなあとと言われると思うんです。オオキンケイギクなんて知らんでと言われると思うんです。でも、知らない間に身近で咲いているかもしれません。これは黄色いきれいな花を咲かせます。コスモスを黄色くしたようなきれいな花です。私はびっくりしたのは、各大字にお大師さんってあると思うんですけれども、お大師さんの花立て、対になっています、その花立てにオオキンケイギクが挿されていたのを見ました。これはびっくりしました。オオキンケイギクを普通の花としてお大師さんに飾っておられたんです。

まず、特定外来生物とは何かをちょっとお話ししますと、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものと環境省に掲示されております。飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことは原則禁止されております。外来生物法により特定外来生物の輸入や取扱いを規制することで、被害防止を図っておられます。違反をすると、内容によっては非常に重い罰則が科せられます。

では、なぜオオキンケイギクが特定外来生物に指定されたのかということですが、オオキンケイギクは北アメリカ原産の外来種で、明治時代ですか、大昔に観賞用の花として持ってこられたらしいです。オオキンケイギクは根がよく発達し、荒地でもよく生育するため、冬期のグラウンドカバー、雑草対策や土壌流出防止などの効果が非常に高い植物と言えます。花が枯れても見た目が汚くないという理由からも、道路脇の人工的斜面などに緑化のために利用されたり、家庭でも栽培されるポット苗としても生産・流通されていました、昔は。しかし、強健かつ繁殖力が強過ぎるあまりに在来生態系を駆逐し、景観を一変させてしまう性質を持っているため、特定外来生物に指定されました。オオキンケイギクの特徴といたしましては、オオキンケイギクは開花と結実を2年以上繰り返す多年草でもあり、種子もある程度地中で生きたまま残る植物です。前年度に生えた場所には翌年にもほぼ必ず発生する可能性が高いです。今年の5月15日の市内一斉清掃のときに、高田川の土手の草刈りを地元ではいたしました。そのとき、オオキンケイギクも咲いていました。それを草刈りで、もう根元から刈ってしまいました。それは去年も同じところに咲いていたんです。この5月15日に刈りましたけれども、1か月たった現在は約50センチほど成長して花を咲かせております。それほど強い繁殖力を持っております。このオオキンケイギクは花は鮮やかな黄色なんです。5月から7月頃にかけて咲きます。複数の小花が集まって1つの花を成している頭状花で、直径は5センチから7センチです。花びらは黄色で先端がぎざぎざした形をしています。中

には花びらの根元部分が紫褐色であったり、八重咲きのものがあります。根本の葉は、生え初めは細長いへら状で、成長が進むにつれて3枚から5枚の葉に分かれます。花の咲く頃には枯れていることもあります。茎の葉は多くの場合、対になっています。種子は扁平で翼があります。6月から9月の実を結ぶ時期には、1つの頭状花からたくさんの種子ができて飛び散ります。

では、何をしたら、このオオキンケイギク、どんな罰則があるのでしょうかということをお話ししますと、特定外来生物は、その生きている個体、卵、種子、器官、オオキンケイギクの場合は根を対象として、次の行為を行うことが規制されております。規制されている事項は、飼育、栽培、保管及び運搬をすること、輸入をすること、野外へ放つこと、植えること、まくこと、販売や譲渡し、引渡しなどをすることが禁止されていて、その違反行為に対する罰則は、個人の場合3年以下の懲役または300万円以下の罰金というような罰則が課せられます。これらの罰則がつくオオキンケイギクなんですけれども、毒はないので、すぐどうこうするという事はないのですけれども、ほっておくと群生しますので、根気よく駆除をしましょうということなんですけれども、オオキンケイギクの駆除方法は根を引いたり枯死をさせたり、根から抜いて燃えるゴミとして出したりとか、そういうことになります。

では、こういう特定外来生物のオオキンケイギクなんですけれども、葛城市はどのように考え、どのように取り組むつもりでしょうか。これはほうっておいてよろしいのでしょうか。お聞きします。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 おはようございます。市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願いたします。ご答弁申し上げます。

このたび、議員からご質問いただきました機会を捉え、まずは、市民の皆様、オオキンケイギクというのは特定外来生物です。花びらはコスモスのような形で、黄色く、きれいだなあと感じられても育ててはいけませんよ。それは繁殖力が強いので、日本に昔からある植物が駆逐されてしまうからですよというようなお知らせをいたします。お知らせの手段としては、葛城市から、毎年、各大字、区の環境委員、区の役員皆様にご協力をいただいて区内で回覧いただいております環境だよりをはじめ、葛城市のホームページ、そして、広報かつらぎなどです。内容はオオキンケイギクについて、そして特定外来生物についてなどです。

なお、高田川につきましては、管理者である奈良県高田土木事務所に駆除の要望をさせていただきます。また、時期的に効果があると思われる来春の一斉清掃に際した事前の区長会で、ご説明、お知らせをし、地域の掲示場なども活用させていただいて、まずは周知を図ります。特定外来生物は、環境省のホームページによれば、令和3年8月に最終更新されている時点で156種類にも及んでおりますことから、駆除等を含め、今後の対策につきましては、今回ご教示いただきましたオオキンケイギクを中心に研究をし、引き続き葛城市のきれいで住みよいまちづくり、環境整備に努めてまいります。ありがとうございます。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、このオオキンケイギクは毒はありませんので、すぐにどうのこうのということはないんですけれども、ほうっておくと群生状態に繁殖しますので、市民の皆様の協力をいただきまして、根気よく駆除をしていければいいなど。1年で全部なくしてしまうということはもう無理だと思いますので、何年かにかけて、根気よく駆除をしていきたいと思いますということを市民の皆さんにも理解していただきたいと思えます。では、次の質問に行きます。

次は、市内コンビニや店舗の公共トイレ化と市の施設を含めた公共トイレの全ての男性トイレの個室に汚物入れの設置をということです。足腰に障がいをお持ちの方や高齢者の方が外出を控える理由の1つに、公共トイレの少なさが挙げられます。じゃあつくったらいいんじゃないかということになりますけど、公共トイレをつくるのはすごくお金がかかるので大変です。それで、市内コンビニや店舗に公共トイレとしての協力をしてもらい、市民が安心して外出できるようにということです。外出時にトイレが我慢できなくなり、コンビニのトイレに駆け込んだと、市の施設に駆け込んだとか、そんな経験がある人は少なくないと思えます。私は大阪府でサラリーマンをしていたときは、市内では百貨店、パチンコ店、あるいは地下街のトイレなどを利用させてもらっていました。すごく便利でした。都会はトイレがありますからね。葛城市内はそれはないので、コンビニや、あるいは店舗、家電量販店とかになります。

私は25年ほど前に胆石の手術をして胆のうを摘出しておりますので、急にトイレが必要になることがあります。そういう方は市民の中にも、ほかにもおられると思うんです。以前に御所市に用事で出かけたとき、いつも御所市に用事で行くときは下街道の東側の裏道を通っていくんですけども、御所市で用事が終わって、急にトイレが必要になったことがあります。これはどうしようと、家に帰るまでこれはもたないと考えて、急遽、新町の第1健民運動場のトイレに駆け込んで、ぎりぎりセーフという経験がありました。また、昔、私の自宅は奈良文化高校とJR大和新庄駅の途中にありますので、昔1回だけ、奈良文化高校の学生が私の家に、トイレ貸してくださいと駆け込んできたことが1回だけあります。そんなこともあるんです。

足腰に障がいをお持ちの方や高齢者の方も急にトイレが必要になることがあるかと考えますが、早く歩けないので、市内のコンビニや店舗のトイレが気軽に利用できればすごく安心であると考えます。コンビニのトイレも、勝手に入って行って、勝手にトイレ済まして、勝手に出ていくということもできますけれども、市の公共トイレの協力店だと分かると、もっと市民は気軽にお店に入ることができます。現在、市の施設の公共トイレは、先ほど私が言いました新町の第1健民運動場のトイレ2か所、屋敷山公園に1か所、あと葛城山麓公園に1か所ありますでしょうか。

そこで質問ですが、コンビニや店舗の公共トイレ化について、市は、市民サービスの向上という観点からどのように考えられますか。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。ただいまの坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

す。

まず、公共トイレということでございますけれども、この公共トイレとは公に供するトイレということで、つまり、トイレの管理者に関係なく、不特定多数の方が利用できるトイレのことを言いますが、議員お述べのように、障がい者や高齢者の人たちの外出には様々な壁がございます。そのうちの1つがトイレだとも言われているのは事実でございます。また、日本におきまして、9人に1人は何らかの障がいや、また難病等があるとと言われてございます。

そんな中ではございますが、全国で多機能トイレの数は徐々に増えてきています。駅や公共施設、さらにはデパートなど、様々なところで見かけるようになってまいりました。圧倒的に民間が管理している公共トイレが多いのが現実でございます。コンビニのトイレもこの民間の公共トイレの類いに入っておるわけでございますが、調べてみますと、神奈川県の大和市、ここでは公共のトイレ協力店を募集いたしまして、高齢者の外出の促進につなげたり、また、高知県では観光客の満足度の向上のために、おもてなしトイレとして気運を高めている取組が行われておるところでございます。このようなことから本市におきましても、様々な自治体の取組を参考にしながら、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ぜひ、前向きに研究をしていただきたいと思います。

では次に、市の施設などの公共トイレの全ての男性トイレの個室に汚物入れの設置をということですが、現在は市役所のトイレにごみ入れはありますけれども、汚物入れは設置されていません。私、いろいろな場所のトイレを、その場所に行くとトイレを見て、どうい状況かなと見て回りましたけれども、橿原市役所にも奈良県文化会館にも道の駅かつらぎにも設置されていませんでしたね。全てのトイレを回ったわけじゃないので、私が回った中で唯一設置してあったのは、大和高田市立病院のトイレには汚物入れが設置してありました。

前立腺がんは男性のみの病気であります。膀胱がんは圧倒的に男性の罹患率が多い病気があります。私は知らなかったですけれども、ドラッグストアに行きますと、男性用の尿漏れパッドの売場があります。これ知りませんでした。お店の方に聞いて、男性用の尿漏れパッドどこにありますか言うたら、ずらずらと、120cc、200ccというのを書いて尿漏れパッドのある売場があります。その前立腺がんや膀胱がんの治療後の生活に男性用尿漏れパッドは欠かせないと思います。しかしながら、外出先でこの尿漏れパットを捨てる場所がないというのが現実であります。がんの治療直後は、失禁という表現では表せないぐらいに尿が漏れるらしいです。つまり、水分を含み、重くなった尿漏れパッドを持ったまま、ごみ箱を探すということになります。普通、トイレの個室で新しいのと交換するらしいです。1日何回もです。汚物入れの設置がないので、そういう方は、外出時はビニール袋を持って、そこにに入れてごみ箱まで持っていくと。最悪は、使用済みの尿漏れパッドを床に捨てたり、またはトイレにそのまま流して詰まらせるということにもなりかねません。

私は葛城市には、他市町村の後塵を拝してもらいたくないと考えております。そんなことは、葛城市ではとっくにやっているよと言えるようになってもらいたいと思います。公共トイレの男性トイレの個室に汚物入れ、市の見解を聞きます。お願いします。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、がん患者が適切な医療や支援により、社会とのつながりを維持し、生きる意欲を持ち続けるような社会をつくるためには、市が管理しています施設が細やかな配慮をすべきと、議員の質問に改めて考えさせられたところがございます。先ほどお話ありました前立腺がんの前立腺全摘除術を受けた直後には、多くの患者が尿漏れを経験しますが、その多くは、数か月から半年後までには日常生活に支障がない程度まで回復をされます。一方で、半年を過ぎても尿漏れが続き、その後も症状が改善しない患者もいらっしゃるということでございます。議員お話しのとおり、トイレにサンタリーボックスがあれば、使用済みのパッドを持ち帰らずに破棄できるため、安心して外出をすることができます。また、施設側にとりましても、衛生面、衛生管理面でのメリットがございます。つきましては、本市が管理をしています施設の、まずは現状を把握し、また、様々な立場からのご意見をお伺いしながら、尿漏れパッド等の捨場に困っておられる皆さんの悩みの解消に前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 前向きにということで、分かりました。前立腺がんの患者数は全国で9万2,000人、膀胱がんの男性患者は1万7,500人、これは全国の人口からすると少数かもしれませんが、葛城市にも必ずその患者はおられます。困っている方が必ずおられます。ぜひ、そんなにお金のかかることでもないので、ぜひすぐにでもお願いしたいと考えます。2問目の質問は以上にして、次の最後の質問にかからせていただきます。

最後は、市の人口問題と婚姻率、婚活についてということでもあります。最初にお話ししておきたいと思いますが、私の今回のこの一般質問の婚姻率や婚活のお話は、あくまで結婚を希望される独身の方のお話であるということをお願いしたいと思います。

私は、昨年12月定例会の一般質問で、市内の結婚を希望される独身者を市でマッチングしたら、マッチングのお手伝いをして人口の自然増につなげたいかがですかと質問しました。そのとき市長は、市が何ができるか考察しますよという、そういう答弁でした。

さて、まず葛城市の人口の問題、お話ですけれども、葛城市の人口は、去年は1年間で212人増加しております。しかしながら、今年1月から5月発表の4月までで、今年117人減少しております。6月発表の5月の人口発表で30人は増えました。今まで葛城市は、生駒市、香芝市、広陵町と同じく人口増の自治体だった。今までそうでした。それが人口が今年になって減少しました。その原因は何か、市のほうで把握はされていますか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。よろしくお願いたします。ただいまの坂本議員のご質問にお答

えさせていただきます。

葛城市の人口については、令和4年1月から4月に減少しており、5月に再び増加しているといった状況でございます。市の人口表によりますと、本年1月から5月までの5か月間において、その他の要因を除く自然増減、社会増減の人口増減数は85人の減となっております。その内訳を見ますと、自然増減では出生者数に対して死亡者数が上回っており、76人の減、一方で社会増減では転出者が転入者をやや上回り、9人の減となっております。転出先としましては、県内、県外でほぼ半数の割合となっており、そのうち県内の主な転出先は、大和高田市、樺原市、香芝市など近隣市への転出が多い傾向でございました。また、転出者の年齢層については、20代、30代がどの月においても過半数を占めているといった状況でございます。人口減少の原因となる転出の理由などについては、市のほうで把握できておらず、本年6月から市民窓口課及び総合窓口課に来られた方を対象に、転入・転出前後の家族構成や転入・転出の理由などについて窓口でアンケートを実施しているところです。今後、アンケートの内容を基に原因を把握していきたいと考えています。

以上です。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 10人、20人の増減で、やかましく言うなということが言われるかも分かりませんが、市長は5万人チャレンジを掲げ、それに向けて挑戦されていると認識しております。去年は増えているのに今年が減っているのはなぜかなという、そういう疑問が湧いたから、この質問をしたわけですが、この今年の人口の減少を大字別で見ても、大きく減少している大字もあることはありますけれども、市内の地区ごとの人口減少、これ過多がありますけれども、その要因は分析できているのでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまの坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。葛城市といたしましては、地区ごと、大字ごとの人口減少の要因までは把握することはできておりません。今後、地区ごとの人口の増減についても、データをとりながら分析していきたいと考えております。

以上です。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 結局、これはもう自然減ですよ、社会減ですよということになるのでしょうか。

次に、出生率についてちょっと触れたいと思います。厚生労働省の発表をちょっと読ませていただきたいと思います。厚生労働省は6月3日、令和3年の人口動態統計を発表しました。昨年生まれた子どもの数は81万1,604人、前年比2万9,231人減で、6年連続で過去最少を更新しました。女性1人が生涯に産む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率は1.30で、前年より0.03ポイント下回って、6年連続低下いたしました。出生数をめぐっては、第2次ベビーブーム期だった昭和48年に約209万人を記録して以降、減少傾向が続いており、平成28年には97万人と初めて100万人を割りました。令和元年は86万人と、90万人を下回り、86万ショックと呼ばれました。出生率に関し、政府は、若い世代が希望どおりの数の子どもを育てる希望出生率1.8を目標に掲げておられる。今回の合計特殊出生率1.30は、過去4番目

に低く、最も低かった平成17年の1.26に近づいております。全国の合計特殊出生率は1.30ですが、葛城市の合計特殊出生率は分かりますか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

葛城市の合計特殊出生率についてお答えします。推計人口調査の人口及び保健衛生統計データ、そして人口動態統計の出生者数の数値を基に算出いたしました葛城市の合計特殊出生率は、平成29年では1.56、平成30年は1.57、令和元年度は1.54となっております。なお、令和2年度の合計特殊出生率は1.44となっており、全国並びに奈良県平均よりも上回っております。

以上でございます。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。全国は1.30、奈良県は1.28でありまして、葛城市は1.44で上回っていると。これは大変うれしいことだと思います。

次に婚姻率ですが、婚姻率の低下が出生率の低下に関係していることはよく指摘されます。少子高齢化の諸問題を解決するためにも、婚姻率を上げることも考えなければいけないと考えます。厚生労働省の人口動態によると、2020年の婚姻数は52万5,507件で、人口1,000人当たりの婚姻率は4.16、婚姻数は、コロナ禍の影響もあり、前年から7万3,500件の減少となったとあります。奈良県の1,000人当たりの婚姻率は3.451で、47都道府県の中で42位と下位にあります。葛城市の婚姻率はどうでしょうか。その推移はどうなっていますか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまの坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどもおっしゃいましたが、婚姻率とは、人口1,000人に対する年間婚姻件数の割合を言いますが、葛城市としての婚姻率は出しておりません。参考といたしまして、葛城市に届出された婚姻届出数を申し上げますと、1月から12月の1年をベースといたしまして、令和元年が389件、令和2年が361件、令和3年が335件となっております。

以上でございます。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ということは、葛城市の婚姻率は分からないが、婚姻届数は年々減少しているということですね。減少しております、実際の数字で。そこで、下がっている婚姻届数を上げるべく、葛城市も市民の婚活支援をする時期に入っているのではないのでしょうか。人口が減少している、今年は減少しているんですから。そこで、婚活支援ですけれども、市長がご存じだということですが、ちょっとお話ししますと、まず橿原市、こういう、かしはら結婚サポーター縁結び制度、私これ実際、橿原市に電話して、婚姻率の部署に回してくださいと言うたら、回してくれるんです。橿原市は市民協働課というところが担当しておりまして、こういう縁結び制度、それでかしはら婚活ルームというのを毎月第1土曜日に開催して、まず写真を登録して、名前は実名じゃなくって、ニックネームで登録して、その登録者同士、また親御さんたちも一緒にその情報を見ることができて、月に1度、この婚活ルームで懇親すると。そ

れで、簡単に言うとお見合いみたいな状況なんですけれども、その登録して、縁結び制度を、これは市外、建前上は市民が対象と言っていましたけれども、京都、大阪の人もおられますよと、そのように言っていましたから、この機会に登録して、縁結び制度を利用して年に何組かはカップルができていると、そのように話されていました。

また、大和高田市にも電話して、婚活の部署をお願いしますと言うたら、まち振興課というところにつながりました。大和高田市は、このコロナで2年間はやってないようなんですけれども、イベントを年に1回募集して、結婚を希望する独身の方を募集して、イベントを開催されております。これは民間に委託をしているということで、参加費は3,000円要するというふうにおっしゃっていました。年に1回、3年前にやったときは男女各35名ずつぐらい、市の体育館でバレーボールとかそういうことをやって、男女35名ずつ参加して13組のカップルができた、というふうにおっしゃっていました。これは確率高いと思います。

また、上牧町は、赤い糸より長く強力にということで、町民らの婚活をサポートするNPO法人かんまきマリッジサポート・赤い糸というのを設立して、町民の婚活をサポートされています。先ほども言いましたけれども、他市はこのように、市民、町民の婚活支援をやっておられます。私は先ほども述べましたが、葛城市が、他市の後塵を拝するのはどうかと、そう思う考えもありまして、そんなことは葛城市はとっくにやっていますよというふうに持っていきたいと考えます。

また幸いにも、2022年の男女共同参画白書によりますと、30代の独身者のうち、結婚願望がある人が4人のうち3人いることが発表されております。この75%の結婚願望のある人が結婚しやすい世の中にすることが重要だと考えます。市長は5月25日のNHKテレビの朝の番組、これ全国放送、「あさイチ」という番組で、これは葛城市の子ども医療助成、子育て支援について、まずは紹介されたわけです。そういう18歳までの医療費助成の話があって、次に市長がリモートで話されています。市長は何を言ったかといいますと、地方自治体は人口を抱えないと、ちょっと油断すると過疎化のサイクルに入りかねないと。子育て世代を応援することで人口増に持っていけると。人口増に持っていくことで消費経済が回り、よい循環に持っていくことができる。こういうふうに番組で市長は話されています。今回、今年のこの葛城市の人口が減少している、今は小さな危機ではないかなと、そのように思います。そのためにも市民の婚活支援は、市として、してあげないと考えますけれども、市長の考えをお聞きしたいと思います。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 非常に興味深いお話やったと思います。葛城市の人口動向につきましては、昨年の12月頃から変化をちょっと見せておりましたので、そのことにつきましては、企画部のほうでその原因等を調べるようにという指示が終わっておりまして、12月、1月、2月、3月、4月とその動向のデータ分析はやっておるところでございます。春先は非常に人口の変動といいますか、特に自然増減の激しい時期でございます。当然、学生の、子どもたちといいますか成人に近い人たちは、県外に行かれる方もおられたりという中で、令和3年の3月、特に3月、4月につきましては変わった動き方をいたしましたので、部長が先ほど申し上げましたよう

に、担当部署でアンケート調査とその個々の理由を探し出す、どこにどれぐらいの方が行かれたかというようなデータはもうそろっておるんですけども、その理由等につきましては分かりませんので、今分析を始めたところでございます。可能性としては、マンション等が近隣に建ったことよっての異動もあるのではないのかなというふうな考え方もあるんですけども、まだ今現在、5月頭には戻ってはきていますんですけども、春先の減が、ここ数年の動きとしては非常に変わった動きであったということはもう理解しておりますので、その対策は考えていかないといけない。委員がご紹介いただきましたように、地方自治体というのは、やはり人口減の中でどれだけの人口を抱えていけるのかということは大きな命題になっておりますので、考え方といたしましては同じでございます。少し油断すると、何と申しますか、過疎化のサイクルに入っていくということを肝に銘じた中での対策を考えていかないといけないと思っております。その理由は明確になりましたら、それについて今現在やっております、例えば子育て世代の優遇な政策を特に葛城市は表に出しておるわけでございますが、それ以外に何か欠落するものがあるのかどうかというものは足していく予定であります。

おかげさまでこの数年、非常に葛城市というのは、先ほども議員のお話でありましたように、住みやすいまちのランキングを東洋経済新報社からいただいております。データバンクからいただいている5分野20項目の中での総合偏差値評価でございますが、2022年は全国30位、近畿地区2位、奈良県1位という結果を、更に上がった結果をいただいております。それに甘んじることなく、これから何が求められるかというものを更に追求していきたいと考えております。

委員ご指摘の婚活の部分でございます。婚活と申しますと、かつては農村部、山村部等が、非常に若い人たちが、何と申しますか、相手が見つからない中で婚活というものが非常に取り上げられた時期がございますが、最近では、やはり都市部でもそのような活動がされている。以前ですと、婚活ではないですけども、見合い等をするような、紹介するような形を業とされている方がかなりおられたんですけども、最近はそのようなことがない中で、特に若い人たちを中心に、どのような形で相手を見つけるのだというところで非常に苦慮されているような状況があるのも理解しております。その中で、葛城市においても民間の方々やられているような紹介業的なものもあるし、婚活を業とされている方がおられますので、橿原市、香芝市、上牧町等がされている内容も実は存じ上げておまして、それを、何と申しますか紹介されている方にもお会いしたことがございます。ただ公、公共というものは、民間がされていることについてどのような関わり方をするのかということが大切になると思います。行政そのものが、例えば民間が全くやっていないと、その分野について行政がやるということについては問題はないでしょうが、民間と並行する中で、行政がどこまで関われるのかということは考えていく必要があると思います。他市他町のその取組の状況をさらに分析しながら、葛城市としてどういう形が一番好ましいのかということは考えていきたいと考えております。人口動向、非常にコロナ禍で出生率等が厳しい状況が続いております。コロナが落ち着いた後にそれがどの方向に向かうのか、また、葛城市としてどのような施策を新たにやっていく必要があるのかということは、皆様方と、またお知恵を拝借しながら進めてまいりた

いと思います。どうもありがとうございました。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。葛城市の結婚を希望される30代、50代の独身の方が、結婚願望をお持ちですから、めでたく結婚ができるように、行政が、障がいをお持ちの方も含めて、うまく背中を押してあげたいと、あげてほしいと私は考えております。そのように行政が動いてもらうことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時38分

再 開 午後 1時00分

吉村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

西川議員 皆様、改めましてこんにちは。お疲れさまでございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうに入らせていただきます。お昼後で、ちょっと睡魔に襲われるかもしれませんが、皆さん、しっかりと聞いていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からの質問については1点でございます。大変重要なことですが、1点だけさせていただきます。これからの中学校部活動についてというところでございます。

これから先は質問席のほうで行わせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 皆様、改めましてでございますけども、私、一般質問に入る前に、昨日気合を入れて散髪のほう、させていただきました。ちょっとあまり気合を入れ過ぎて、何というんですか、ちょっと攻撃的な髪型になっているかもしれませんが、どうかご容赦のほうよろしく願いいたします。どうでもええわということなんですけども、そんなん。

それでは、質問のほう、入らせていただきます。これからの中学校部活動についてという主軸から本市のスポーツ振興の考え方まで幅広い形でお伺いをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。2018年3月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものが示されてから約4年が経過をしました。中学校の部活動の在り方というものを本気で考える時期に来ております。その背景には、教員の働き方改革であったり、少子化により部活存続が厳しい、そのような実態がございます。6月、今月の6日には、スポーツ庁のほうで有識者会議が執り行われまして、公立中学校で休日の運動部活動の指導というものを地域のスポーツクラブや民間事業者に委ねていく、そのような地域移行というものを、2025年度末、令和7年度末までに実現をすべきだとする提言を、室伏スポーツ

庁長官のほうへと提出をされたところでございます。国ではこういった動きがある中で、本市としても地域の実情に合わせた取組を積極的に考えていかななくてはならないと、そのように考えております。

まずは、この葛城市の部活動の、中学校の、白鳳中学校、新庄中学校、2つありますけども、その部活動の現状を把握していきたいというふうに思っております。まず、本市の中学校部活動は全員加入という、全員加入制というのを採っているのか。また、部活動に入っている、その生徒数の割合はどのようになっているのかをお聞かせください。

吉村副議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いいたします。

まず、市内の2つの中学校ともですけれども、部活動は任意加入となっております。部活動の加入割合なんですけど、令和4年度におきましては、新庄中学校が、生徒総数670人中557人、加入しております。割合といたしましては83%、白鳳中学校は、生徒総数457人中371人が加入しており、割合は81%となっております。

以上です。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。学習指導要領というものにおきましても、部活は教育課程外とされておまして、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとされている。しかし、実際のところは全員加入することが前提となっている。そのような指摘もあると聞いております。本市においても、このご答弁にありましたように、任意加入であっても、部活動への加入割合というのは、かなり高い傾向にあると思います。これには本当いろいろ要因があると思うんですけども、基本的には中学校になると部活動へ入るといような、昔からのほんま慣例的なことであつたり、部活動に入っていると、高校入試とかの際に内申書にそういう加点というのが加算されるということも、1つあるのかなと思っております。どちらにしても、8割強という生徒が部活動に加入をしているということでございます。

それでは、本市の2つの中学校において、それぞれ部活動の種目はどのようになっておりますでしょうか。

吉村副議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 2つの中学校の共通の部活動といたしまして、運動部では、野球、サッカー、陸上競技、ソフトテニス、バスケットボール、卓球、バレーボール、バドミントン、水泳、剣道の10種目、文化部では、吹奏楽、ホームメイキング、美術の3種目があります。また、それ以外に、新庄中学校では、柔道、技術・情報、書道、イングリッシュ&サイエンスと4種目の部活動があります。

以上です。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。結構、葛城市の中学校の中では種目が多いなというふうに今感じたところでございます。全国的には、この部活動の種目というのがやっぱり減少傾向にある中で、葛城市にあつては、教員のご努力によって存続していただいておりますのかなということ

ろで理解をいたしました。

それでは、部活動、そんだけようさん活動をしていただいておりますけども、その指導者において、教員がしていただいておりますけど、専門的知識とかを積んだ方という、それに当たられている方というのはどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

吉村副議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 新庄中学校、白鳳中学校、共に各部に顧問を複数名配置しております。顧問の教員のうち競技経験がある教員、競技や活動内容と関連のある教科担当の教員、または長く同じ部の指導に関わっていた教員を各部に少なくとも1名配置しております。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。日本スポーツ協会というのがありますねけど、これ2018年に日本体育協会というのから日本スポーツ協会に名称を変更されておるんですけど、その調査では、4割以上の教員、顧問が現在担当している部活動の競技経験がないとされておるんです。その点、葛城市では、今ご答弁にありましたように、1名以上はその競技に携わっていたか、長くその部活動の指導に関わっているという方を工夫して人選していただいているということが分かりました。ただ、教員といってもやっぱり公務員でありますので、急に違う中学校に行ったりとかもちろんありますので、なかなか不確定なところは、やっぱり出てくるのかなというところは、実際のところ課題であるんじゃないかなと思っておるところでございます。

そして、全国的にもこの少子化というのが叫ばれる中でありまして、部活動の人数も確保できない状況にあると聞いております。本市においては、現状、それほど生徒数というのは減少していないと思うんですけども、部活動の種目の中で、人数が満たなくて試合とか大会とか出ることができないといった競技とか、そういう現状というものはありますでしょうか。

吉村副議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 今年度におきましては、新庄中学校の柔道部で男子部員が3名、女子部員が1名となっております。柔道団体戦の出場条件というのが、男子は3名、女子は2名であることから、女子の柔道につきましては、個人戦には出場できますが、団体戦には出場できない状態となっております。その他の部活動におきましては、人数が満たない理由によりまして、試合や大会に出場できないということはありません。

以上です。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今年度は新庄中学校の女子柔道の団体戦には出場ができていないということでありました。そのほかの競技については、そのようなことがないということでもあります。しかし、私が聞くところによると、昨今では、市外へのクラブチームに入る生徒というのも増えてきており、競技によってはぎりぎりの人数で行っている、そんなような競技もあると伺っております。要は、少ない生徒の競技人口を民間のクラブチームと部活動とで取り合っているような状態にあるというふうに考えておるところであります。私が新庄中学校サッカー部、こんな今体形ですけども、サッカー部で切磋琢磨していたときには、民間

のクラブチームというのはさほどありませんでした。サッカーしたいって言うたら、イコール部活動というようなのが普通であった時代であります。常にそのほんま鬼軍曹のような、これ見たはったら怒られますけど、先生が、いつも厳しくも思いやりがある指導をしてくださって、休日の試合とかには、ほんま動く体育倉庫のような車で、ほんまに見たはったら怒られると思いますけど、それで試合会場まで生徒を連れていっていただいたというようなこともありました。ほんまに今思い返せば、ほんまに熱意ある先生とかで成り立っていた部活動、その時代は成り立っていたのかなというふうに感じております。

一方で、今の子どもたち、この時代にあっては、子どもたちにも選択肢というのが、クラブチームがこういろいろ増えてきて、選択肢が増えて、自ら魅力のあるようなチームを選択できるようにもなりました。一方で、それも要因で、部活動の在り方というのも見直されていくような、1つの要因であると感じておるところでございます。また、教員にあっても、部活動への負担というのを感じておられる、そういった中では子どもたちにとっても、望ましいような活動ができていくのかなというふうなことも感じますし、働き方改革、働き方を見直す動きがあるのが実情であると聞いております。

そこで、本市において、顧問を持たない教員と持つ教員との間で、働き方の格差というのを感じている雰囲気、ちょっと答えにくいかもしれませんが、その雰囲気はありますでしょうか。

吉村副議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 新庄中学校、白鳳中学校、共に教員は全て何らかの部の顧問を担当しております。

顧問を持たない教員と持つ教員との格差というのはないと認識をしております。部活動によりましては、平日よりも休日の練習指導、あるいは試合が多い部というのもありまして、教員の負担には違いがあるというのは認識をしておりますが、現在、土曜日、日曜日のうち、どちらかを部活動を実施しない日としており、以前に比べまして、教員の負担は軽減されているという状況でございます。

以上です。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。非常にちょっと答えにくい質問かなと思うんですけども、葛城市、今ご答弁にありましたように、これ多分コロナとかも、今のコロナ禍というのもあってもそうやし、ちょっと部活動の時間を減らしていくような工夫で、教員の負担というのは軽減されているのかなというところでございます。ただ全国的に、平成16年に文部科学省が実施した調査なんですけど、中学校教員の約6割が過労死ラインとされる月80時間以上の残業をしていたとされております。このような背景からも、この部活動に対しての変革というのが求められる声が、今上がってきているというのが実情でございます。

それらを踏まえて、この部活動を学校の単位から地域の単位の取組とするということが、国会においても指摘をされました。さらに具体的なスケジュールとしては、令和5年度以降には、休日の部活動の段階的な移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととすることが示されたわけでございます。

ここで危惧するのが、この受け皿がない地域とか自治体が、今後どのようにこの課題に向き合って解決していくかということでございます。決して大人の事情でというか、そういう事情で子どもたちを置き去りにしてはいけないと思いますし、もし、この学校での部活動というのがなくなるのなら、一生涯においてもスポーツに触れる機会が訪れない子どもたちも出てくるかなというふうに危惧するところでございます。将来にわたり、本市で育つ子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる、そのような機会を確保するという、そのような必要があると思います。

そこでお伺いいたしますけど、葛城市において、部活動地域移行というのはどのように考えておられますか。また、子どものスポーツ環境を維持、発展していく具体的な計画というのはありますでしょうか。

吉村副議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 中学校の部活動は、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じまして、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資するものでありまして、学校教育活動の一環として学習指導要領に位置づけられております。また、部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を担っているものと認識しております。6月6日にスポーツ庁に出されました提言におきまして、中学校の休日の運動部活動を、令和7年度末までに地域移行する方針が示されたところであります。その提言の中で、受け皿となるスポーツ団体の整備充実や、地域スポーツ団体と中学校等との連携をどのように進めていくのか。スポーツ指導者の質・量の確保やスポーツ施設の確保をどうするのか。日本中学校体育連盟、いわゆる中体連と各競技団体が主催する全国大会との調整をどうするのか。休日の大会参加の引率をどうするのか。地域スポーツに支払う会費をどうするのか。スポーツ安全保険と学校の災害共済給付の補償内容の違いの調整をどのようにするのかなどの課題が挙げられております。国や県から、これらに対して具体的な方針や通知がない状態でありまして、葛城市において、具体的な計画などを策定するには至ってはございませんが、現在、部活動に真剣に取り組む生徒やその保護者に不利益が生じることのないよう、生徒の立場に立った改革に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今ご答弁にあったように、地域へ簡単に移行せえと言うにも、やっぱり今挙げていただいたように、本当に多くの課題があります。また葛城市においても、国や県から具体的な方針を示されていないという中で、計画を策定するには至っていないというような状況とのことございました。しかし、全国的に見ると、このような問題というのは4年前からもう言われていますので、見据えて取組を行っている自治体も多く見受けられます。

例えば、合同部活動方式で、言うたら、例えば白鳳中学校と新庄中学校が、例えばサッカー部やったら一緒にしようとか、そういう合同部活動方式や拠点校方式とか、そういうふうに部活動の改革を行っている自治体とかいうのもあります。また、総合型の地域スポーツ

クラブとの連携によって、部活動を受け皿にしていこうやないかというような動きもとっているような自治体もあります。こういった取組を、地域の実情に合わせて、かつ子どもを置き去りにしない改革というのを望みます。

それでは次に、本市の地域スポーツの推進について尋ねていきたいと思います。地域でのスポーツができる場としては、総合型の地域スポーツクラブやスポーツ少年団、民間のスポーツクラブ、また地域の運動教室などいろいろありますけども、多くの生徒は、先ほどもずっとありますように、学校の部活動に加入しているというのが現状でございます。地域のスポーツ環境については、行政、体育協会、学校関係者の連携や人材の活用が不十分であることや、地域で気軽にスポーツをできる場やプログラム、指導者の整備というのが不十分であることから、この葛城市の、本市においても、スポーツ振興にブレーキがかかっているように見受けられます。そのため、地方公共団体や地域スポーツ関係者において、スポーツ環境の整備及び新たなスポーツ振興を進める中において、中学部活動の課題を解決していく手法が見いだせるんじゃないかなと考えております。この契機において、スポーツクラブの整備や、質の高い指導者の確保、住民ニーズに応じた運動種目に取り組むプログラムの提供など、地域スポーツ全体を振興していく必要があると考えておりますけども、葛城市として、地域スポーツの推進、振興というのはどのようにお考えでしょうか。

吉村副議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 スポーツ庁の全国体力・運動能力、運動習慣等調査によりますと、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない生徒であっても、男子生徒の約8割、女子生徒の約9割の生徒が、自分のペースで行えたり、興味のある運動やスポーツを行えたりするなどの状況があれば、運動部活動に参加したいと考えているという結果が出ており、自分にふさわしい環境があれば参加したいと考えている生徒が多い状況であります。地域における新たなスポーツ環境を整備、充実する際には、単に運動部活動の実施主体を学校から地域のスポーツ団体へ移行するだけではなく、現在、運動部に所属していない生徒も含めて、スポーツ活動への参加を望む生徒にとってふさわしいスポーツ環境の実現につなげていく必要があると考えております。また、新たなスポーツ環境の整備、充実を進めていく中において、単に中学校生徒のスポーツ機会を確保するだけでなく、地域住民にとってよりよい地域スポーツ環境を目指すことにより、多様なスポーツ環境の場が提供され、全ての世代が参加できる生涯を通じた運動習慣づくりの促進を進めていく必要があると考えております。

以上です。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 まさに、今私が望んでいる回答というものをおっしゃっていただきました。ありがとうございます。性別とか年齢、能力にとらわれず、誰もがスポーツを行いやすい機会を創出すること、そして、その中に部活動の受け皿というのが、慣れる場とか、またもっと上を目指す高度なプログラムを実践できる場とかいうのをつくっていく、こういう持続可能な地域スポーツ環境を整備していく、そのような必要があると考えております。私はこれからの葛城市のスポーツ振興と葛城市で育つ子どもたちや住民の誰もがスポーツを楽しめる機会を確保す

る上で、行政、教育、体育協会、スポーツ少年団とか民間スポーツクラブなどを交えて協議をしていくことが必要であると思いますけども、そのような動きを取ることというのはできませんでしょうか。

吉村副議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 地域における新たなスポーツ環境の構築に当たりましては、市はもとより、県やスポーツ団体、あるいはスポーツ推進委員、中学校の関係者などの機関、関係者の連携協力のもと、葛城市の実情に応じた様々な方法を想定しながら、活動の実施主体やスケジュールなどを検討していく必要があると考えております。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。一昨日、先週の土曜日に、私もこの課題をしっかりと自分自身に、腹に落とし込まなあかんということで、奈良市で行われましたスポーツフォーラムなら2022というものに参加をさせていただきました、いろんな有識者の方が来られて、貴重な意見を聞いてきたところでございます。その中で、文部科学省で現役の課長が来ていただいております、文部科学省から塩川課長、これは元スポーツ庁にもいらっしゃいまして、学校の部活動の改革をずっと考えてきた、取り組んできはった方に、そのセミナーというか、フォーラムが終わってから、まず何をしていたらええんやろうということ、行政がまず何をしていたらいいんですかということ、率直に聞きました。ほんなら、先ほども、まだ県とか国からもそういうのがおりにきてないというところであったんですけど、まず、令和4年度にあっては、行政が主となって、地域でスポーツに携わっている関係の団体とか民間のクラブチームなどと話し合う機会をつくって、その課題解決に向けて意思統一をしてください、それで議論をしてくださいというような、そういうことを、まずはそれが必要であるとおっしゃっていました。要は、地域によって全部違うんです、これって、課題が違うんです。やっぱり土壌がないとか、葛城市にはやっぱりそういう受け入れる土壌がないとか、例えば橿原市やったらこんなあるとか、その地域によって違うので、そういうスポーツを関係している団体とかと行政が音頭をとってそういう場をつくっていくのが必要じゃないかということでございました。

岐阜県の多治見市なんかでは、ちょっとそういう機微に聡いところでは、早い自治体では、数年前からそのような取組というのも行われて、体制を今構築してこられております。また国では、5か年による第3期スポーツ基本計画が策定をされ、本年4月よりスタートをしております。ぜひともこの葛城市においても、中長期的な目でスポーツ振興というのを考え、しっかりとした計画を立て、実行していただきたいと強く要望をいたします。

それでは、最後に市長にお尋ねをいたします。3月定例会の一般質問において、新町スポーツゾーンについての質問をさせていただきました。その際に阿古市長のほうからは、このゾーンについては、本市にとって非常に大切なゾーンであると考えており、あのゾーンについての基本計画は一旦は終了しておるけども、改めて会議形式とかがいいのか、委員会で協議をしていくほうがいいのか検討していくという発言がありました。先にこの質問をさせていただいたように、葛城市のスポーツ振興という意味でも、早々にこのゾーンの在り方を含

めて協議をしていく必要があるのではないかと思うんですけども、市長のお考えはどのようにか。また、近隣市町では、約9年後に迎えます奈良国体への取組というのが徐々にこう熱を帯びてきているようにも感じております。近隣市では総合体育館を、この9年後に来る奈良国体を見据えて、建て替えるような計画も聞こえてきているところでございますけども、その後、葛城市では国体に向けて積極的に何か取り組んでいることはございますでしょうか。

吉村副議長 阿古市長。

阿古市長 今回、委員のほうからは中学校の部活動、特に運動部についての地域移行についてご質問とご意見をいただいたように思います。また、地域スポーツ全体の振興についてのご質問をいただきました。市といたしましては、市民がスポーツをする機会の確保、スポーツ環境の整備、充実など、スポーツ振興を進めていくための検討、協議を進めてまいります。葛城市のスポーツ振興を進める上で、新町スポーツゾーンは大切なゾーンであります。スポーツ振興全体を考えていく中で、新町スポーツゾーンの在り方や整備についても検討していくことになるかと考えております。

昭和59年のわかくさ国体において、旧新庄町はサッカー競技を、旧當麻町はバレーボール競技を会場として大いに盛り上がりました。次回の国体におきましても、試合会場として葛城市の施設を利用していただくことは、葛城市の子どもたちにとってよい経験になると考えております。また、葛城市のスポーツ振興にとっても、よい機会になると考えております。葛城市の施設の特性を生かした競技の誘致を進めてまいりたいと考えております。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 今、市長から、本市のスポーツ振興並びにその新町のスポーツゾーンの在り方を検討、協議を進めていくという答弁をいただきました。3月にも同じようにいただいておりますけども。また国体においては、本市施設の特性を生かした競技の誘致を進めていくということでございました。具体的にまだこれやというのは言いにくいんですか、というのは推察するんですけども、この場において言及はしませんけど、しっかりと葛城市にとっていい方向に向かうように働きかけを行っていただき、PRをしていって欲しいと思います。

最後に、この本市のスポーツ振興に関する協議を今から進めていってくださるということで、お願いしたいのは、スポーツによつての地方創生であったり、スポーツによるまちづくりという地域振興の観点でも捉えてほしいというふうに考えております。例えば地域外から交流人口を増やすように推進するスポーツツーリズムとか、これは例ですけども、このようなアウトター政策であったり、健康増進とか、住民の方に対してやっぱり健康増進とか、心身の形成であったりとか、病気予防であったりとか、こういうインナー政策と、あとハード面での施設整備などの施策をしっかりと、スポーツの力でまちづくりをと、行うよという発想も持っていただきまして、スポーツ振興を進めていただきたいと強く要望をさせていただきたいと思います。

以上をもって私からの質問を閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

吉村副議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 皆さん、改めましてこんにちは。柴田三乃でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は2点あります。1点目は、葛城市における男女共同参画推進状況と今後の展開について、2点目は、奈良っ子はぐくみ条例、今年度、4月から施行されております県の条例ですが、それに基づく葛城市におけるこれからの子育て支援策についてを質問とさせていただきます。質問の中で、資料もちょっとお見せする機会があると思います。

これよりは質問席にて質問させていただきます。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 私、議員になって、男女共同参画推進協議会の委員にさせていただきました。というのも、私自身、男女共同参画に大変興味があるということだったからなんですけれども、皆さんもご存じと思いますが、20年余りを過ごしたオーストラリアから帰ってきて、1人の人というよりは女性という立場を意識せざるを得ない場面に何度か出会って、文化の違いというものすごく痛感した次第であります。また議会においても、女性議員は私を入れて15名中2名ということで、多様性のあるインクルーシブな社会になりつつある現在において、ジェンダーの理解をなくしては、本当に平等で格差のない社会は築けないのではないかというふうに考えております。男女共同参画は本当にあらゆる方面に及び、また、私自身も勉強しながら、知れば知るほど継続的に取り組まなければならない課題であると思っております。

そういう点を踏まえながら、今回の一般質問では、職場、地域、そして未来を担う子どもたちという、この3つの視点から葛城市における男女共同参画推進事業について質問していきたいと思っております。

葛城市はその目指す姿を次のように掲げていらっしゃいます。「性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち・かつらぎ」。しかし、まだまだあらゆる場面で女性の参画が少ないのが現実であると思えます。葛城市において、女性が持つ異なるスキル、経験を共有できる女性が輝く場づくりの取組について、まず聞かせてください。

吉村副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ご答弁申し上げます。

本市では、2019年に第2次葛城市男女共同参画基本計画を策定し、「性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち・かつらぎ」を計画の目指す姿とし、具体的施策として、庁内関係各課にわたる58の事業を掲げ、市長を本部長とする男女共同参画推進本部体制の下、全庁的に施策を推進しております。女性が輝く場づくりの取組の考え方としては、本計画を推進していくことにより、地域、職場、家庭など社会のあらゆる場面において、女性が輝くことを妨げている要因を取り除き、それらの場面全てが女性が輝く場となることを目指します。女性が輝く場をつくることは、例えば育児に参加して、子どもと大切な時間を過ごすことができるようになるとか、ジェンダーに基づく生きづらさの解消など、男

性も含め、全ての市民が輝いて生き生きと暮らすことのできる社会につながるものと考えております。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 今、葛城市が目指す姿をお示しいただいたわけなんですけれども、まずは職場における男女共同参画状況について質問したいと思います。一番身近にある職場ということで、市役所のことについてお聞きしたいんですけれども、去る6月7日に開催されました葛城市男女共同参画推進協議会において配付されました資料を拝見いたしました。その中で、市役所内での各課で男女共同参画推進に取り組み、努力はされているようなんですけれども、なかなか結果につながっていないという状況が伺えます。その中において、女性管理職の割合が年々増えていっておりますが、まずは葛城市における人事評価はどのようにされているのでしょうか、お聞かせください。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの柴田議員の質問、人事評価という点なんですけれども、人事評価につきましては、国の人事評価制度に基づきまして適正に運用させていただいております。また、葛城市でも人事評価制度を運用いたしておりますので、それを参考にして、管理職の登用を行っております状況でございます。

以上です。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。もうちょっと詳しくお聞きしたい部分もあるんですけれども、まず、葛城市の基本計画の中で、2028年度には女性管理職の割合を30%にするという目標値を挙げていらっしゃいます。今年度は25.3%と、もう既に目標値に届きそうな勢いなんですけれども、もちろん先ほど説明していただいたように人事評価、正しく評価されていると思うんですけど、男女関係なく、私としましては、この目標値を達成するために女性を優先的に管理職にされているのではないかなというような疑問もちょっと持つわけなんですけど、ないでしょうかと言っても、多分お返事はないというふうに戻ってくるとは思いますが、参考までに、過去3年間の新規採用された管理職登用の人数と男女の比率はどうなっているか、お聞かせください。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。ただいまの柴田議員のご質問、過去3年間における管理職の男女別の登用の状況ということでお答えさせていただきます。

まず、令和2年度における管理職への登用者は、課長補佐級では男性はおらず、女性が1名、課長級では男性が2名、女性はおりませんでした。部長級では男性が2名、女性は2名となっております。なお、男女の合計比率は、男が57%、女が43%となっております。令和3年度における管理職への登用者は、課長補佐級で男性1名、女性5名、課長級では男性3名、女性4名、部長級では男性4名、女性はおりませんでした。男女の合計比率は、男47%、女53%となっております。令和4年度における管理職への登用者は、課長補佐級では男性10

名、女性6名、課長級では男性9名、女性3名、部長級では男性2名、女性はおりませんでした。男女の合計比率は、男70%、女30%となっております。

以上でございます。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 数字からすると、特に女性を登用する方向性で考えていらっしゃるというふうなこともうかがえませんが、そうではないのかなとは思いますが、今年度の課長級がちょっと僅かで、部長級がいらっしゃるということで、逆に言えばそういうところもちょっと気になるどころなんですけれども、私としましては、人事評価とか女性職員の管理職登用に関しましては、また今後も注視していきたいなというふうに思っております。

さて、また職場においても男女平等の観点から、育児休業を男性の方も市役所内においては取られているのか、過去3年間の全職員たちの育児休業取得状況を教えていただけますでしょうか。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。職員の育児休業取得状況についてお答えさせていただきます。

まず、令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員は14名でございました。そのうち、育児休業を取得した者は、男性の職員が6名中1名、女性の職員は8名中8名でございました。令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員は11名であります。そのうち、育児休業を取得した者は、男性の職員が6名中、取得した者はおりませんでした。女性の職員は5名中5名でございます。令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員は18名おりました。そのうち、育児休業を取得した者は、男性の職員は7名中2名が取得し、女性の職員は11名中11名が取得しております。

以上でございます。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 女性は全員で、男性の育児休業の取得がやはり低い状況だとは思いますが。今年度、4月から育児・介護休業法が改正されましたが、また、今年度、10月からは新たに産後パパ育休が創設され、子どもが生まれて8週間以内に4週間の休業を取得できて、それは一括で取ってもいいし、2回に分けて取ってもいいと。そしてさらに、1歳までに育児休業を分割して取得することができるようになります。この制度で共働きのご夫婦が交代で育児休業を取るということも可能になってくるということで、政府としては男性の育児休業取得を後押ししているということなんですけれども、実際、市役所内で取得された男性職員たちの感想や意見などを聞いて参考にすることも育休を推進する意味でも大事だと思いますが、その辺りはちゃんと聞いていらっしゃるのでしょうか。また、それを全職員でシェアする機会を持たれているのでしょうか。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣でございます。よろしくお願いいたします。

育児休業を取得した男性職員から聴取した意見でございますが、取得した職員から、まず

よかった点としては、妻が出産後に体がつらい時期に家事、子育てを代わって行うことができ、妻の精神的、身体的な負担を軽減できたことや、子どもと接する時間が増えたこと、また、妻だけだと生まれたばかりの子にかかりきりになる、また、1番目の子どもが親と遊ぶ時間が少なくなり過ぎてしまい、かなりストレスがかかると考えていましたが、その状況が回避できたなどの意見がございました。一方、育休を取って大変だったことは、収入が少なくなったことや食事の段取りに慣れるのが大変だったこと、職場内では、元々仕事を持っている人に仕事の引継ぎを行う形になるので引き継ぐ段取りが難しかったという意見がございました。育休は休みという言葉を使っていますが、心や体を休める休みではないということをもっと体験したというご意見がございました。今後も引き続き意見を聴取していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 職員全員にそういった意見というのはシェアされたことはありますか。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 個人的な状況もございますので、今後状況を見て、シェアする仕組みも考えて対応させていただきたいと思っております。

以上です。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 大変貴重な意見だと思いますので、ぜひシェアする機会を設けていただきたいなというふうに思っております。もちろん育児休業も大事なんですけども、育児休業中の就労、または、育休復帰後の就労も大変重要な課題となってくると思います。葛城市では、そういう職員に対してどのような制度を採用されているのでしょうか。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

葛城市といたしまして、育児休業取得後の休暇制度といたしましては、部分休業、育児短時間勤務、子の看護休暇の制度がございます。部分休業は、子が小学校に就学するまでの期間に取得でき、勤務時間の始めまたは終わりにおいて2時間以内、30分単位で取得可能な制度です。育児短時間勤務は、子が小学校に就学するまでの期間に取得でき、対象となる職員は勤務形態を選択して勤務することができます。子の看護休暇については、小学校就学前までの子を看護する場合に取得できる休暇です。そのほかに早出遅出勤務、深夜勤務の制限、時間外勤務の制限、時間外勤務の免除等、様々な制度があり、全ての職員が仕事と育児が両立できる職場風土の醸成、環境づくりを進めております。個人の状況に応じて適切に制度をご利用いただいております。

以上でございます。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 とても手厚い制度のように聞こえるんですけども、現実問題として、制度はあっても職務の状況とか職場の雰囲気になかなか時間どおりに帰れないとか、休みが取りにくいということはないのかなというふうに考えます。そういった、いけば聞き取り調査とか職員の方か

らの声などは、聞かれたことというのはありますでしょうか。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまの柴田議員のご質問なのですが、利用された方の声は、今のところ聞いておりませんので、今後、聞いて対応させていただきたいと考えております。

以上です。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 十分な配慮などもちょっと考えていただいて、意見などをしっかり聞き取っていただきたいというふうに、それを反映させていただきたいと思います。男女を問わずに育児をされている職員たちがそういった働きやすい環境を整えていただくためにも、市役所内における男女共同参画に関する啓発や研修が必要であると考えますが、現在こういった取組をされているか、ちょっとお聞かせください。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

葛城市における職場での啓発や研修の取組についてお答えさせていただきます。第2次男女共同参画基本計画策定以降の職員に対する研修の実施状況をお答えさせていただきます。令和元年度は管理職を対象に、固定的性別役割分担意識、ワークライフバランス、ハラスメントなど、男女共同参画の全般について研修を実施いたしました。令和2年度は、パワーハラスメントを中心としたハラスメントについて、オンラインでの研修を実施いたしました。令和3年度は、LGBTQなどの性的マイノリティに係る講演動画を視聴するように周知する形を取りました。コロナ禍において、職員研修の実施方法は工夫が必要ですが、男女共同参画について市職員が率先して学び、その重要性を認識し、今後の研修につなげていきたいと考えます。

以上です。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 具体的に年に何回ぐらい研修、またはそういったのを実施されているのか分かりますでしょうか。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 男女共同参画の研修ということでしたら、年1回程度、今のところ実施しておるということでございます。

以上です。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。私が一番最初に申し上げましたように、男女共同参画というのは、無意識の中、自分の中にある無意識の考え方というか、何かそういうものだと思うので、継続的な啓発というのが大変重要になってくると思うんですね。だから年に1回というのはやはり、ちょっと少な過ぎるのではないかなというふうに考えます。だから、回数を増やしていただいたり、研修の方法ですね。自分の無意識に気づくような研修のやり方をちょっと工夫していただいて、グループワークをしたりとか、そういう参加型のワークショップなど

を工夫して開催していただくのが一番いいのかなというふうに考えます。

では、職場のほうはこのぐらいにしておいて、次は地域のほうに移りたいと思いますが、地域における男女共同参画推進状況についてお聞きしていきたいと思います。葛城市では女性の方々がボランティア活動などで積極的な活動をされているのも、私も承知しているんですけども、地域をまとめるという重要な役割である区長の中に、今現在、女性の方はいらっしゃいますでしょうか。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

葛城市の大字数は44か大字ございます。過去に女性の区長様がおられた大字もありましたが、この3年間の状況を申し上げますと、女性が区長をされたことのある大字はございません。

以上でございます。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 市として、地域に働きかけなどはされているのでしょうか。

吉村副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひします。

葛城市では自治会というものを具体的に定めた規定はなく、従来から大字という単位で地域の活動が行われております。大字の代表者を区長として市に届出してもらっており、市はその方に、大字の窓口として地元の調整を行っていただいております。これまでから、大字の区長様には男女共同参画の考え方はお伝えしておりますが、各大字で実態も異なることから、現在、葛城市には女性の区長様はいらっしゃいません。

以上です。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 各地域でのご事情もあると思いますし、徐々に女性も大字の代表として活躍される時期が来るのかなとは思っております。一人ひとりが持っているジェンダーに対する、さっきも言いましたように、無意識の固定概念に気づくことが大事だと思うんですが、市民全体、市民の方々に対して、ジェンダーの認識や男女共同参画推進のための啓発はされているのでしょうか。

吉村副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという固定的性別役割分担意識は、自分らしい生き方や能力の発揮を妨げることがあります。また、パイロットといえば男性、保育士といえば女性、リーダーは男性になるべき、子どもが病気になったときは母親が休むべきというような無意識の思い込みや偏見のことをアンコンシャス・バイアスと言います。アンコンシャス・バイアスは、多くの過去の経験や周囲の意見、日々接する情報から形成されるもので、誰もが持っているものですが、自身がアンコンシャス・バイアスに無自覚な場合、判断の単純化や決めつけの助長などの悪影響を及ぼす可能性があります。議員がおっしゃるように、その

ことに気づき、学び、一人ひとりの意識を変えることができるよう、男女共同参画セミナーを開催したり、ホームページや広報誌等の媒体を活用した周知、また、ポスターやパネル等の掲示、啓発物品やリーフレットの配布など様々な手段を工夫して、市民皆様に引き続き啓発を行ってまいります。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。やはり継続的な啓発活動というのは必要になってくるとは思います。一方的に話を聞くセミナーとかパネルを見るだけではなくて、ワークショップのような、先ほども言ったように、参加型のグループワークなどの形で、直接それに参加することによって、自分自身が持っているアンコンシャス・バイアスに気づくということが大事かなというふうに思っております。その辺りをいろいろ工夫して進めていっていただきたいなというふうに思います。

では次に、子どもたちに対するジェンダーの意識づけはどのようにされているのか、その取組をお聞かせください。

吉村副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 例えば、昨年、令和3年度における男女共同参画セミナーは、「LGBTQや多様な性を考える～性別違和をのりこえて～」と題して、YouTubeによる動画配信の形を取りました。この動画の周知方法については、動画の周知チラシとLGBTQに関する啓発チラシを葛城市人権教育推進協議会で作成、「自分らしく あなたらしく だいじょうぶ。ひとりじゃないよ。」というメッセージをプリントしたクリアファイルに入れて、市内全小・中学校の児童・生徒に配付いたしました。コロナ禍の事情からも動画配信の形を取りましたが、市内全小・中学校の児童・生徒に動画配信のお知らせができたことは、誰かと顔を合わせたくない、誰にも気づかれたくない、でも不安といった、性の在り方に悩みを持つ児童・生徒にとっては、この方法がよかったと考えております。子どもたちへどのような形で啓発できるかは、学校教育との兼ね合いもございますので、今後も教育委員会と連携して研究してまいります。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 とてもいい取組だとは思いますが、ジェンダーに対する固定概念というのは、小さいときからのテレビのドラマとかコマーシャルとか、それから漫画とかの中に、忍び込んでいるというか、中であって、小さいときから刷り込みによるものが大きいと思います。一時はやった壁どんとかというのも、男性が女性に対する威圧的な態度を取っているということも職員からお聞きしましたし、そういうことがあると思いますので、更に考えていただいて、子どもたちが自分で考え、気づくような工夫をぜひしていただきたいと思います。

ここで、ちょっと資料のほうをお見せしたいんですけれども、いろいろな市が小学生向けに男女共同参画の小雑誌を配付しているんですけれども、私が今回お見せするのは奈良県が小学生向けに作成している教材なんですけれども、学校でこんなことはないかなということ、机を動かすのは男子で拭き掃除するのは女子、女の子が大工さんになりたいんだって言ったら、大工の仕事は男の仕事とか、女の子には無理とかということが書かれていて、それ

に対してどう思いますかという、自分で考えるような工夫をしている教材なんですね。これは学校編で、それからこっちが住んでいる地域で、PTAの集会があったらどういう人が集まっているとか、自治会長は男性なのか女性なのかとか、本当に自分で考えるような工夫をしている教材なんですけど、これは家族の中で、女の子なんだから手伝いしなさいよとかという、私たちが普通に発している言葉の中にやっぱり男女差別というものが入っているということで、男の子が料理するなんておかしいよとかということなんですけれども。こういった教材がたくさん出ているということで、こういう資料を使っていただいてもいいですし、あとは葛城市独自で、もし作成できるのであれば、そういったものを子ども向けに作成していただいて、出前授業などで子どもたちに啓発をしていただきたいなというふうに思います。

この質問の最後に市長にご意見をお聞きしたいと思うんですけれども、今、葛城市が抱えている男女共同参画に関わる課題と、それをどのように解決し、解決した先にある葛城市の姿をお聞かせいただけますでしょうか。

吉村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員の一般質問を聞いていて、ちょっと懐かしく感じておりました。この葛城市の男女共同参画基本計画をつくるべきですと一般質問で申し上げたのは、多分10年前後、前だったのかなという思いがあります。それを考えますと、今はもう2次の計画になっておりますけれども、それから考え方も少しずつですけれども変わってきたのかなというように思いで聞いておりました。もう基本的な考え方は、その当時申し上げたことと全く変わっておりません。男性だから女性だからというような性別役割意識にとらわれることなく、一人ひとりが個性と多様性、人権を尊重し、自身の可能性を信じて、誰もが輝いて生きがいを感じられ、いきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。暴力などの諸課題に対し、第2次葛城市男女共同参画基本計画に従い、全庁的に施策を推進してまいりたいと感じております。改めて意思を強く感じたところでございます。どうもありがとうございました。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございました。やはり私たち一人ひとりが持っているアンコンシャス・バイアスというものに気づいて、修正していくということがかぎだと思っております。葛城市が、市長が理想とされているような、そういうまちをつくるためにも、そういった取組に積極的にしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移らせていただきます。奈良っ子はぐくみ条例に基づく葛城市におけるこれからの子育て支援についてです。奈良県において、奈良っ子はぐくみ条例が策定され、今年度、4月から施行されております。本当にできたてほやほやの条例なんですけど、まずこの条例について、葛城市のほうではどのように理解されているか。この条例の概要を説明していただけますでしょうか。

吉村副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 よろしくお願ひいたします。こども未来創造部の井上でございます。ただいまのお問ひでございます。

奈良っ子はぐくみ条例について、その内容でございます。本年4月に奈良県が制定されま

した奈良っ子はぐくみ条例につきまして、ご説明いたします。全ての子どもは、権利の主体であり、社会を構成する大切な一員であるため、奈良県で育つ全ての奈良っ子が将来に夢と希望を抱き、健やかに成長できるよう奈良県の基本的な考え方や推進する施策などを明らかにし、奈良県が目指す就学前の子どもはぐくみを一層進めるため、奈良っ子はぐくみ条例が制定され、令和4年4月1日から施行されました。内容は、1つ目、子どもの最善の利益を優先する、2つ目、子どもの成長の可能性を最大限に広げる、3つ目、子どもはぐくみを社会全体で支える、この3つの基本理念と実現するための4つの基本的施策からなり、県の責務のほか、市町村や関係機関などとの連携や協力、保護者の役割、県民や関係団体などの役割についても明示されております。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。まだまだ施行されたばかりの条例なので、市のほうでもまだこの条例の下でどのように県と連携するかとか、また、独自でどのように取り組んでいくかというのはこれからの段階だと思いますが、就学前の子どもたちにとって、この時期の子どもの心身の成長は、その後の人生においての重要な土台をつくるものだと考えております。就学前の子どもの教育に関わる人たち全ての意識共有のために作成されたガイドラインがあるんですが、それは奈良っ子はぐくみ基本方針というのがあるんですが、その中に、実践的な取組として、奈良っ子はぐくみプロジェクトというのがあります。重点的に実践を進める分野を大きく3つのテーマとしてまとめています。

1つ目が自然を満喫し、自然に感動する保育、2つ目が障害がある子どももいない子どもとともに育つ保育、3つ目が食べる喜びを感じる保育なんですが、今回新しく示されたガイドラインではあるんですが、就学前教育としては当然実行されているべきものだと考えております。そこで、本市における保育所、認定こども園、幼稚園における3点の取組を聞かせていただきたいと思います。まず、1点目の自然を満喫し、自然に感動する保育についてお願いいたします。

吉村副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 自然を満喫し、自然に感動する保育についてでございます。保育所及び認定こども園では、子どもたちが自然に触れ、楽しみ、感動する体験ができるように様々な取組を行っております。春から秋にかけて行う近隣公園などへの戸外散歩では、落ち葉を拾って、落ち葉のシャワーを体験したり、たんぼぼやシロツメクサなどでネックレスや指輪を作ったり遊んだり、春にはレンゲの蜜も吸ってみたりと、四季折々の遊びをすることで自然の変化を感じ取り、好奇心や探究心を養えるよう、自然に触れる保育を行っております。また、園庭の畑や、近隣の畑をお借りして作る野菜作りや芋掘りなどの行事も取り入れ、イチゴができればジャム作りをしたり、ジャガイモやタマネギが採れば、みんなでカレーを作ったり食べたりと、食べ物に関する関心や感動を味わい、食育にもつなげているところでございます。

吉村副議長 西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしく願いいたします。

自然環境や地域資源を活用し、屋外を中心とする子どもたちの直接的な体験活動を行うことは、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことにつながると考えております。幼稚園では、附属している小学校の地域コーディネーターや地域の方などが園児のために育てていただいた野菜を収穫させていただき、収穫後は各家庭に持ち帰り、豊かな自然の恵みを家族とともに味わう機会をいただいております。その後の活動といたしまして、収穫物や活動の際の楽しさや気づきを絵に表したり、作品で表現したりして、体験の場を提供していただいた地域の方への感謝の気持ちを伝えることの大切さも学べるようにしております。また、一部の園では、牧場で牛の見学をしたり、地域の神社から声をかけていただき、カルガモの親子の様子を見て感じることをたくさんつぶやく機会を持ったりしております。さらに、ゲストティーチャーとして県立野外活動センターから講師を招聘し、落ち葉をたくさん集めたプールを園庭に設営し、その中で潜ったり、走ったりして、落ち葉の海を体験することなど、ふだん体験できないようなことを実施しております。

以上です。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 それぞれ工夫して取り組まれていることがよく分かりました。通常の保育の中の一部に自然のふれあいを取り入れていらっしゃるという印象なんですけれども、自然の中での保育を主体とされている森の幼稚園のような形もあります。こういった形の保育では、ベースとなる自然環境が必要だと思いますが、葛城市においては、市が管理している公園をそういった方々にフィールドとして提供することは可能でしょうか。

吉村副議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

公園とは、住民の屋外における休憩、鑑賞、遊戯、運動、その他のレクリエーション利用に供する公共空間とされております。葛城市では、都市公園条例、公園条例、また個別の公園条例などが定められた公園が設置されております。これら市が管理する公園を利用する際には、一部の公園では、団体として利用する場合のみ、所定の利用申込書を提出していただき、承認を必要としますが、通常、公園などを利用する場合には、条例に利用申込みの規定がないことから、届出の手の必要はございません。以上のことから、市が管理している公園を、自然保育を实践するフィールドとして使用していただくことは可能でございますが、一部の団体に対して公園全体を独占的に使用許可することはできませんので、他の利用者の公園利用を妨げない範囲での使用をお願いすることとなります。

以上です。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。ほかの使用者の妨げにしなければ使用可能ということで、分かりました。ありがとうございます。

では2点目の障害がある子どももいない子どももともに育つ保育、インクルーシブ保育について、現状がどうなのかお聞かせください。

吉村副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのお問いでございます。

保育所及び認定こども園では、現在、インクルーシブ保育を実施しております。磐城第1保育所には6名の、磐城第2保育所には6名の、當麻第1保育所には3名の、磐城認定こども園には8名の支援を必要とするお子さんが一緒に保育を受けておられます。葛城市では、今後も多様な子どもが、一人ひとりの個性や特性の違いを尊重され、その子どもらしい人生を送ることができるよう、支援を要する子どもの育みの充実を図ってまいります。

吉村副議長 西川教育部長。

西川教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

各幼稚園におきましては、一対一の支援が必要な園児や特別な配慮が必要な園児が在園している状況でございます。支援が必要な園児に対しては、幼稚園教諭免許や保育士の資格を有する会計年度任用職員、特別支援教育補助員を雇用し、園児の支援を行っている状況でございます。支援が必要な園児の把握につきましては、毎年、各幼稚園で実施している入園前の健康診断時において、保護者及び入園予定園児と面接を行っております。その中で、保護者からの要望や園児の様子などから、支援が必要か否かの判断に努めておるところでございます。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 既にインクルーシブ保育をされていることということを理解しました。個々のニーズに対応した支援を提供するという事はなかなか大変だと思いますが、障がいの有無だけではなく、これからは国の違いとか、先ほどのジェンダーの違いなどで、ほかとの違いを受け入れられる子どもを育てていただきたいと思っております。また、基本方針の中には、医療的ケア児の受入れも明記されています。新しくできる認定こども園では病児保育をされると聞いておりますが、医療的ケア児の受入れに向けた取組というのはされるのでしょうか。

吉村副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 医療的ケア児でございます。まず、医療的ケア児につきまして、私どもの葛城市の状況をご説明させていただいた上で、民間がされます部分についてもお答えをさせていただきますと思っております。

まず、医療的ケア児の葛城市の状況でございますが、現時点で、公立保育所に入所を希望されている2名のお子さんが入所の待機となっております。葛城市では今年度にガイドライン作成を計画しており、安全で適切な保育の提供と環境の整備に向けて、現在、検討を重ねているところでございます。また、6月9日に県の主催で開催されました奈良県・市町村長サミットにおきましても、市長から県に対して、受入れのための環境整備に向けた要望をさせていただいたところでございまして、今後も県の協力も仰ぎながら、県が言うところの協働で医療的ケア児の保育の充実を図ってまいりたいと思っております。

さらに、重ねてご質問いただきました民間で建てられる施設についてでございますが、現在、當麻地区に民間による認定こども園の建設を計画しておりまして、施設整備の条件とし

て、病児保育の実施をお願いしているところでございます。しかしながら、日常的に医療的ケアを必要とする児童の保育につきましては、今のところ計画はされておられません。

以上でございます。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 せっかく、ガイドラインを作成されるということでもありますし、ぜひともどこかの時点で実現できる方向で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に3点目の食べる喜びを感じる保育についてですが、バランスの取れた食事、なるべく地域で採れた食材、アレルギー対策など考えられますが、加えて、ガイドラインにも示されている郷土食なども提供されているのか、現在の取組を聞かせてください。

吉村副議長 西川教育部長。

西川教育部長 幼稚園におきます食育につきましては、栄養士と調理員が幼稚園に出向き、給食センターの紹介として、スケッチブックに給食センター、配送トラック、回転釜等の写真を貼ったものを見せたり、調理員による実際の調理器具、お玉などを使った実演、栄養士が給食ができるまでの話などを行ったりすることで、給食を身近なものとして捉えてもらい、苦手なものがあっても楽しく食べられるよう指導しているところでございます。また、料理人、大田忠道氏考案によるメニューを給食に取り入れ、趣向を凝らした給食を提供するなどしているところです。郷土食として、相撲にちなんだちゃんこ汁、かしわのすき焼き、柿の葉ずし、にゅうめんなど、また、食材の活用として、當麻の家の桑の葉パウダーでちくわの桑の葉揚げなどを作っております。地産地消の品目といたしましては、米、葉ネギ、タマネギ、ナス、キュウリ、大根、キャベツ等、葛城市産を使用しております。令和3年度、地産地消率は、奈良県・葛城市産野菜で19.29%、米を合わせますと53.69%となっているところでございます。

吉村副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 公立保育所におきましても、地元の食材を使った給食を提供しております。食文化の継承につきましては、月に1回から2回、葛城市の郷土料理や奈良県の郷土料理を献立に取り入れております。エンドウマメの卵とじやのっぺ煮、つき大根の煮物、ふろふき大根やごんざ、にゅうめん、もみうりなど、若いお母さんたちがあまりご家庭で作られないような料理や、節句や七夕などの日にはちらしずしを提供したりと、四季折々の食材を使用し、季節感のあるメニューで食文化の継承も図っているところでございます。子どもにとって食は、感情の発達などにも影響する重要な要素です。今後も、毎日の食事を大切に食育の推進を図ってまいります。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 かなり伝統食というか郷土食を提供されているというのは、ちょっと少々驚きました。とてもいいことだと思います。忘れがちな伝統を小さいうちから体験するということはとても大切なことだと思います。3つの重要なテーマを、今ちょっとお聞きしたんですけれども、それには入っていないんですけれども、子どもたちと地域の人たちとの関わりも、子どもたちが育っていく上で大切だと考えております。昔は近所のおじちゃん、おばちゃんが見守っ

てくれていたという印象があるんですけども、今は関係が希薄になってきていますが、地域の人たちと関わる機会をつくっていらっしゃるでしょうか。

吉村副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 コロナ禍の中、この一、二年は実施を見合せております事業もございすが、通年では地域との連携も図っておるところでございます。保育所では、食育については地域の農家から畑をお借りし、大根やサツマイモを植えて収穫したり、年末にはお年寄りを招いて、お餅つきの指導やお手伝いをさせていただいたり、地域の協力を得て、様々な取組を行い、食への興味や関心を高めているところでございます。また、園児が地域の福祉施設を訪問し、お年寄りと交流する機会も作っております。地域の民生委員にも運動会や入園式、卒園式などの行事に参加いただいたり、未就園児が保護者とともに参加するおでかけ広場においては、子育て支援をさせていただいたり、地域と子育て世帯とをつなぐ連携も図っていただいております。私立保育園3園におきましても、毎年様々な形で地域との交流事業を行っておられます。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。保護者の方が積極的に地域の行事に参加していただくということもとっても大事なことだと思います。そういった催しで知り合ったのがきっかけで親しくなるということもあると思うんですが、その橋渡し役に、幼稚園、認定こども園、そして保育所がなっただけだと、あまり子どもがいない地域でも、子どもの声が聞こえる元気な葛城市になっていくのではないかとこのように思います。

では最後に、教育長に葛城市における就学前教育についてのお考えをお聞きしたいと思います。

吉村副議長 椿本教育長。

椿本教育長 皆さん、こんにちは。教育長の椿本でございます。

私には、就学前の子どもたち、どのような教育をしていくのかということでございます。就学前は、心身ともに著しく発達する時期であり、この時期に子どもたちの好奇心、あるいは探究心を伸ばすことは、とても重要であるというふうに考えております。そこで、就学前教育におきましては、幼児期特有の発達を重視し、生活や遊びなどの直接的、具体的な体験を通して、自尊感情や、また他者への寛容なところ、そして健やかな身体をはぐくんでいくとともに、生きる力と夢をはぐくむ教育の実現を目指して取り組んでいるところでございます。

また、現在本市の小学校には、幼稚園をはじめ、多類型の就学前施設から入学しておる現状がございまして、就学前教育と小学校教育の円滑で確かな連携・接続の充実を図ることも重要であると捉えております。そこで、施設間の交流はもとより、幼児期の育ちと学びを小学校以降の学習、そして生活に生かすため、保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の合同研修会や相互参観などを実施し、小学校教育への接続の取組をさらに推進してまいります。今後とも、葛城市の子どもたち一人ひとりの将来の可能性を広げることができるよう、就学前教育の充実に努めてまいります。

吉村副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。就学前の子どもたちにとっては、この時期にしか体験できないことがたくさんあって、私たちはどれだけそういった体験を提供できるかということにあると思います。施行されたばかりの奈良っ子はぐくみ条例を基に、これから葛城市でどのような取組がされるのか、また別の機会に質問したいと思っております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

吉村副議長 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後2時40分から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時40分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行います。本日5人目、最後の一般質問です。あとしばらくお付き合いのほど、どうぞよろしく願いいたします。

さて、今回の質問は3つございます。質問の1つ目は、路面サインの導入についてであります。2つ目は、天然芝のグラウンドについてであります。3つ目は、公共施設の専門職について、集客施設に絞ってお尋ねをいたします。今回も議長のお許しを得まして、パネルを使いながら質問に臨みたいと存じます。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

川村議長 7番、吉村始議員。

吉村議員 今、まちなかで、市民の方からお話を伺うことが一番多いというのは、県域水道も含めた水道のことであります。その次に多いのが、通学路のことも含めた生活道路や踏切の安全について、市民の方からいろいろなご意見をいただいております。昨年12月議会の一般質問の中で、杉本議員が、文字が消えている、または見えかかっている交通安全の啓発看板が市内に多くあることを指摘され、その管理について質問をされました。それについて先日、生活安全課でどのような対応をされたのかということをお伺ったところ、文字が消えている看板で、すぐ撤去できるものについては撤去した上で、判断が迷うものについては該当箇所をピックアップして、地元での対応を聞くために一覧表を作成するなど、準備を行っているということでした。このような対応をされているということにつきまして、評価をしたいと存じます。

それでは、質問に入ります。今年4月、大和郡山市の近鉄樫原線の踏切道で、目の不自由な女性が特急電車にはねられ、亡くなりました。新聞などの報道によりますと、女性が踏切の手前にいると勘違いし、踏切から離れようとして後ろに下がって事故に遭ったのではないかとされております。点字ブロックは、踏切事故防止の有効策とされています。

そこで、お尋ねをいたします。葛城市内には点字ブロックを設置した踏切はありますでし

ようか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市におきまして、点字ブロックを設置しております踏切道は、歩道の整備もしております近鉄新庄駅南側、市道新庄・停車場線に係る踏切道新庄第1号の1か所でございます。踏切道との接続部の手前側の歩道部分に、注意喚起を行うため、点字ブロックの設置をしております。

以上です。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 踏切内にある点字ブロックは、エスコートゾーンと呼ばれているんだそうございまして、道路管理者の自治体が設置すると聞いております。踏切の外側に設置する道路の点字ブロックとは突起の配列や形状が違っているようであります。もし、これが設置されていたら、事故を防げていたかもしれないとの声もあります。例えば、国道166号線の近鉄南大阪線磐城駅近くにある踏切道磐城第1号には、外側にも点字ブロックが設置されておられません。磐城小学校の通学路でもあり、歩道も設けられている踏切でありますので、点字ブロックを設置するのが望ましいというふうには私は考えるものであります。点字ブロックが未設置の踏切道について、国土交通省など国の考えはどのようになっていますでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 本年4月に起きました大和郡山市内での事故を受けまして、6月に国土交通省から示されております道路の移動等円滑化に関するガイドラインの改定がされました。改定内容につきましては、視覚障がい者が横断歩道や踏切道などの存在を認識し、また障害物を回避できるよう、視覚障害者誘導用ブロックを設ける必要があるとされており、踏切道との接続部の歩道部分には標準的に設置、また、踏切道内には設置することが望ましいとされております。設置の義務化はされておられません。

以上です。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 なるほど、国の方針、承知いたしました。今後、市で調査と検討していただいた上で、国道と県道とに係る踏切道で歩道があるものなど、点字ブロックの設置が望ましい踏切道については、国や県への設置要望をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 国道及び県道とに係る歩道整備がされている踏切道は、市内にJR、近鉄合わせて3か所ございます。歩道整備がされている、通行量が多いなど、点字ブロックの設置が望ましい踏切道につきましては、国や県に対し、設置の要望をしていきたいと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。先ほど申しました踏切内の点字ブロック、エスコートゾーンについてもご検討をいただきたいと思います。踏切道の整備が大事だなと思いましたが、3月末に近鉄御所線の踏切道尺土第3号の改修工事が完成

したわけなんです、市民の皆さんから、よくなった、よくなったということで、大変喜びの声をいただいております。同時に今、踏切道尺土第6号も地元から言われておりますので、第3号のように改善してほしいという声をいただいております。引き続き、こちらもよろしくお願いをいたします。

さて、このたびの質問のタイトルであります路面サインの一例をパネルでお見せをいたします。大和高田市内の高田川沿いの道の東側、高田中学ありますけれども、そのすぐ南の信号を東に入ったところ、大和高田市のマスコットキャラクター、みくちゃんの絵を使ったキッズゾーンの路上サインがあります。葛城市内の、実は保護者の皆さん、結構この路上サイン、有名でして、通学路が一目で分かりやすいというふうに評判のものであります。この前も、先日も保護者の方からこの話題が出まして、今回の質問につながったということでございます。

さて、私は、ちょうど2年前の6月議会で、尺土の周辺整備に関して、路上サインの一種であるイメージハンプを導入してはどうかと提言を行いました。あれから整備工事も進捗しているかと思えますけれども、尺土駅前周辺整備事業での駅前道路の危険箇所の認識については、どのようにお考えになっていますでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 尺土駅前周辺整備事業につきましては、事業の完了時にエスカレーターの乗降付近に、北側歩道と南側歩道を結ぶ横断歩道の設置を計画しております。歩行者が車道を横断する場所は横断歩道となりますので、この横断歩道の付近が危険な箇所であると認識しております。

以上です。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 エスカレーターの乗降付近の歩道に横断歩道を設置されるということで、ここが、道路上の危険箇所と認識されているということであります。ここで、私が以前、提言しましたイメージハンプにつきまして、一例を挙げて簡単にご紹介をいたします。イメージハンプといたしますのは、物理的に道の一部を隆起させるハンプとは違いまして、ペイントの視覚効果によって立体的な障害物に見せかけるものであります。防音壁や防護柵、交通安全製品を販売、製造されています積水樹脂という会社がありますけれども、この会社が大阪府警と協力をしまして、ドライバーに注意を促して事故を防止する目的で開発されたというものでございます。2年前の一般質問でのご答弁では、設置において規制を伴うものではなく、公安委員会の協議は必要ないというふうなことでございました。種類幾つかありまして、こういう、いわゆる山型になったもの、マウンテンタイプと言うらしいですね。それから、あと、ぎざぎざとこうなっています、これ雷のもの、これサンダータイプ。それから、こういうふうなクロスマークタイプ、十字になって、道の十字の交差の部分に置くものであります。それから、こういうものは単独で使う場合もあるでしょうけども、こういうふうに複数のイメージハンプを使いまして、キョウサクタイプというのは、こちら、道がが一つとこう狭くなっているように見せかけましょう。ブロックタイプというのは、こういうふうに出ている

あ、何か凸凹があるといった、危険だと思わせておいてスピードを緩める効果を狙うと、そういったものでございます。

さて、先ほどご答弁くださった箇所への、今し方、紹介しましたイメージハンプなど、路面サインの導入予定はございますでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 イメージハンプは、視覚効果によって立体的な障害物に見させることで、ドライバーに注意を促し、減速させることで事故防止につながるものでございます。先ほどの答弁のとおり、横断歩道付近は危険だと認識しておりますので、当然、事故を防止する対策が必要であると考えております。路面サインやハンプなどの設置につきましても、検討をしているところでございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ご検討いただいているということでございます。ありがとうございます。尺土駅はエレベーターの設置などによって利便性が高まり、送迎の車が増えることも予想されます。市におかれましては、危険のないように、よろしく願いをいたします。では、尺土駅前以外の市内の道路全般についてお伺いをいたします。

まず、通学路などで、市民の皆様から要望をよく聞きますゾーン30というのは、葛城市内では大字長尾で1か所導入されていると聞きます。導入などの経緯をお尋ねいたします。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。ただいまの吉村議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在ゾーン30につきましては、長尾地区の一部で、平成27年8月下旬より運用を開始しております。場所といたしましては、1つ目が磐城幼稚園北側の道路、2つ目が近鉄磐城駅前交差点より南に向けての道路、そして、3つ目が磐城第2保育所南側の道路となっております。導入の経緯でございますが、磐城第2保育所、磐城小学校周辺の道路が、通勤車両の抜け道や通り抜けに利用され、危険な状況であったため、平成25年1月に當麻荘園内の安全に関する要望書というものが出されまして、平成26年6月にゾーン30の設置要望書を葛城市長、高田警察署長宛てに提出されました。その後、葛城市より大字要望書とともに、高田警察署に提出をいたしまして、警察が現地調査などを行い、ゾーン30の条件を満たしていることから、大字説明会を開催するなど、それを経まして、大字の意思確認を経て運用となっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ということで、長尾のほうは導入をされたということですが、そのほかの場所で、市内で導入の要望があつて検討がされたものの、導入に至らなかった例はありますか。また、その理由についてはいかがでしょうか。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

平成30年に、ある地区より、ゾーン30の設定要望が高田警察署に提出され、また、葛城市にも協力の要望がございました。ゾーン30につきましては、幹線道路に囲まれている、また、

生活道路が集まった市街地区域、また、その他過去3年間の交通事故発生状況での発生率、致死率、歩行者が関連する事故件数などを勘案し、指定されるものでございます。この地区におきましては、警察の現地調査、交通事故発生状況での発生率、致死率、歩行者が関連する事故件数等を調査し、規制について検討を行い、地域住民の代表者を含めました地域説明会が開催をされました。その中で、要望箇所につきましては、幹線道路などに囲まれた生活道路ではなく、また、過去3年間の歩行者が関係する事故が発生していないなどの理由により、ゾーン30の導入には至っておりませんでした。

以上でございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 至らなかった例があったということであります。また、同じく市民から設置のご要望をいただく横断歩道や信号機についても、自治体ではなく、警察が設置条件の検討などを行うというふうに私は聞いておりますけれども、設置までの流れはどのようになっているのでしょうか。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 横断歩道等の標示や信号機の設置に関しましては、まず、当該地区より要望書を葛城市に提出をしていただきます。その後、警察署に対しまして市からの要望書を提出し、警察署が現地調査を行い、設置条件や必要性を検討された上で設置という流れとなっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 以上のご答弁にありましたとおり、ゾーン30など、こういったものの導入はハードルが高いというのが実情であります。そこで、例えば、先ほどゾーン30などの要望があったものの導入ができなかった箇所などへのイメージハンプの導入を、ぜひともご検討願いたいというふうに考えるものであります。

まずは、現時点で、葛城市でのイメージハンプの導入実績はありますか。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 現在、葛城市内におきましては、イメージハンプの設置はございません。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ということは、もしかしたら尺土駅前に検討されているのが、市内で設置の第1号になるかも分からないですね。今後、もし、市内にイメージハンプの導入を検討されることになれば、幾つかの手順というものを、私、思いつくわけであります。1つとしては、イメージハンプを導入するのが望ましい箇所を市のほうで調査いただき、抽出してもらう方法もあるかなど。また1つとしては、大字などへイメージハンプを設置する方法があるということ、行政のほうから周知をしていただくことによって、地域から要望を出していただいて、その上で協議をするというような方法が考えられるかなと思います。今申し上げたようなイメージハンプを導入するための方法を、検討をぜひともいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、イメージハンプを導入するといたしまして、その導入にふさわしい箇所の抽出方法につきましては、市役所単独で調査を行うということは極めて難しいことと考えてございます。先ほど議員が述べられたように、地元皆さんからのご意見、ご要望等を頂戴いたしまして、導入箇所を絞り込む作業が必要となってきます。それに伴いまして、候補箇所を関係機関と協議を重ねまして、費用対効果等も考慮した上で研究をさせていただき、交通安全対策の最善な方法を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ぜひ、よろしく願いいたします。ここで市長にもお伺いをいたします。交通事故を防ぐためには、通行する車両の速度を落とすことが肝要であります。そのために、私は、イメージハンプの導入というものは有効な方法と考えるものであります。イメージハンプなど、路面サインの導入の検討をぜひお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 交通事故多発地点等、危険箇所につきましては、啓発看板の設置や交通指導員等の定期的な巡回を行うとともに、道路の安全・安心の基盤整備と、ゾーン30も含めイメージハンプや路肩のカラー舗装などにつきまして、研究・検討を重ね、交通事故防止の抑制に努めてまいりたいと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ぜひともよろしく願いいたします。質問の冒頭で触れましたように、葛城市内の通学路、それから踏切道など、市民から危険な箇所や改善の要望を複数、私、聞いております。事故が起こってからでは遅いので、今回提言したことについて、ぜひともご検討をいただきたいというふうに思います。

続きまして、天然芝のグラウンドについてお伺いをいたします。令和元年8月に第50回全国中学校サッカー大会が県内で開催されました。そして、葛城市の新庄第1健民運動場と新町公園球技場のグラウンドも会場として使用されました。その前後に、私は何度か天然芝のグラウンドの維持管理について一般質問を行い、市のお考えを伺いました。全国中学校サッカー大会以降、新町運動公園の2面のこの天然芝のグラウンドにつきましては、よく管理をしてくださり、今は、特に新庄第1健民運動場の芝生が青々としております。常日頃、汗をかいて管理をされている関係者の方々に感謝を申し上げたいと思っております。そこで、幾つか質問をいたします。

まず、奈良県内のほかの自治体の天然芝の市民グラウンドが幾つかあるかと思っておりますけれども、それぞれの管理状況はどのようになっていますでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしく願いいたします。

サッカー場で天然芝を使用している自治体は、桜井市と下北山村の2か所となっております。桜井市は、管理は、令和3年度まで職員が芝刈りのみ行っておりましたが、令和4年度

から芝刈りに加え、除草剤散布を1か月2回行っており、維持管理における業務委託は行っておりません。下北山村は、スポーツ公園の建設において競技場に天然芝を導入するに当たり、当市と同じアドバイザー委託契約先が、平成29年度から2年間、芝生管理に必要なノウハウをスポーツ公園職員にアドバイスされ、現在はスポーツ公園職員で維持管理をされていると聞いております。

一方、野球場で天然芝を使用している自治体は、奈良市、大和郡山市、橿原市、五條市の計4市で、運営方法は、指定管理が奈良市、橿原市の2市、直営は五條市の1市、大和郡山市は財団法人が行っているという状況でございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今ご答弁にありました桜井市は、以前は業務委託をされていたということですが、今は職員のみで行っておられるというふうなことです。下北山村もそのようであるというふうにお話を伺いました。では、葛城市の状況はどのようになっていますでしょうか。昨年度の年間スケジュールも併せてお答え願いたいと思います。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 芝生管理アドバイザーによりまして、1年間を通した芝生グラウンドの管理に関する作業指導をしていただいております。芝生の状況に応じて、目砂散布や除草剤散布、肥料散布、殺虫・殺菌剤散布のタイミングの指導等を月2回、アドバイザー自ら現場に足を運んでもらって実施しております。年間の実績といたしましては、芝刈りは5月から12月の間で31回、水散布は6月から10月の間で29回、目砂散布は年間、適時に4回、肥料散布は同じく8回、殺虫・殺菌剤、除草剤散布は同じく3回となっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 葛城市におきましては、市の職員が頑張っ管理をされているわけでありましてけれども、現在のところ、芝生管理アドバイザーが来られて、タイミングなど指導をされているというふうなことであります。さて、今ご答弁いただきましたように、芝というのはイネ科の多年生植物でありますので、維持管理には手間がかかります。手間をかけてでも、グラウンドに芝を群生させて、芝生の状態にするわけでありまして。

では、球技などのためにグラウンドに植える芝生、いわゆる、スポーツターフの役割について、これは何だというふうにお考えでしょうか。また、そのために行っておられることとは何でしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 スポーツターフの役割は、安全性だけではなく、競技に支障がないようにボールの転がりをよくすることや、芝生の生育が均一になるように維持することが求められています。そのため、安全性と均一性を保つために、全面芝生で覆われ、凹凸のないクッション性のあるグラウンドを維持していくために、刈り込みや肥料散布などの基本的な作業のほかに特殊な管理作業が必要になることから、芝生の専門的な知識と管理実績を有したアドバイザーに指導を得ながら、芝の維持管理を行っております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今、スポーツターフの役割について幾つかご答弁いただきましたけれども、私は、スポーツターフの目的というのは、まず第1に、選手がけがをしないうことが大事だというふうに思っております。もうそれが、スポーツターフの1番の目的であるというふうに思います。そのためには、グラウンドというものは硬さというものが、やはり常に問われるというふうに思うわけでありまして、適正な硬さになっていないということは、けがにつながるわけでありまして、教育委員会といたしましては、現在の両芝生グラウンドの硬さにつきましては、適正というふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 令和元年度の全国中学校サッカー大会の開催地に決まった際に、硬かったグラウンドを芝生管理アドバイザーにアドバイスを受けて、コア抜きを多く行い、良好なコンディションを維持いたしました。その後も、芝生管理アドバイザーに指導を受けながら芝生管理をしております。芝生グラウンドの硬さについても、年2回のコアリングや、年3回のフォーキングなどのエアレーションを必要に応じて行うことにより、適度な硬さを維持するよう努めております。芝生グラウンドの状況調査では、5か所のコアの試掘、芝生の硬度調査、水分調査を適時実施するとともに、土壌の三相分布調査を年1回以上行い、芝の土壌の状態や硬さの状況を確認しておるところでございます。以上の検査結果からも、市民グラウンドとして適正な硬さを維持しているものと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 教育委員会としては、この芝生グラウンドの硬さについては適正と考えられているということ、承知をいたしました。芝生グラウンドの硬さにつきましては、昔、数年前、市民の方のご紹介で、わざわざ静岡県の清水市から葛城市内にお越しくださった芝生管理の第1人者であります佐野忍さんが、クレグハンマーというハンマーが、ぼーんとハンマーを落として、この芝のクッション値を測る装置があるわけですが、これをわざわざ持ってきてくださって、測ってくださったことを思い出します。クレグハンマーとは、例えば、ゴルフ場、サッカー場、そして競馬場などでも使用されている簡易型の硬度測定器と言われるものでありまして、今し方申しましたように、おもりを重落下させることによって、衝撃加速度を測定するものであります。

さて、新庄第1健民運動場につきまして、ちょっと質問しますが、グラウンドの中央がかまぼこ状に盛り上がっているので、グラウンドの平坦性を維持するためにグラウンド全体を平らにするようにという指摘を私聞くのですが、これについては、どのようにお考えでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 以前の芝生のコンディションが安定していない時期に、排水が悪く、それを改善するために高くしたところがあり、そのため若干グラウンドの中央がかまぼこ状に盛り上がっている部分があったのですが、競技に支障のない範囲と聞いております。また、第1健民運動場及び新町公園球技場は、全面を均等に使用しないため、不陸部分はどうしても発生いたします。そのため、年間を通して、不陸部分は芝生専用機械にて修正しております。修正方法

につきましては、低い部分は基本的に目砂を入れて高くし、高い部分は芝生専用機械にて、コア抜きをしながら平らにする作業をいたしております。今後の管理におきまして、盛り上がりができないように、不陸部分と同様に修正しながら管理を行っていくように考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 教育委員会としましても、不陸部分、否定の意の不に陸と書いてふろくと読みますけれども、凸凹があるというふうに認識をされているということでもあります。今後1つの方法としまして、周囲に木枠を入れて、全体を高くする方法もあるというふうに聞いておりますので、また、今後の検討材料の1つにさせていただけたらというふうに思います。

さて、少し話は変わりますけれども、市内の保育所や幼・小・中学校のグラウンドに芝生を導入するという、他県では導入されている学校があるというふうな例を聞きますが、これには私も意味があるというふうに考えます。芝生の教育効果については、どのようにお考えでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 グラウンドに芝生を導入することで、ヒートアイランド抑制効果による熱中症のリスク軽減や、擦り傷・けがの減少、外遊びが増えることによるストレスの減少など、教育効果については、一定の効果があると考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 というふうに、今おっしゃったように、私も教育効果には効果があるというふうに思います。とはいうものの、学校への芝生の導入については、イニシャルコストもさることながら、維持管理にはハードルがあろうかというふうに思いますけれども、これについては、どのようにお考えでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 学校等のグラウンドの芝生化に当たりまして、導入費用については、グラウンドの土壌により工事費が高額になる場合もあり、導入する設備の種類、数量によって増減しますが、最大の問題点は、維持管理であると考えております。ランニングコストももちろんですが、芝生化にすることで、散水作業、施肥、エアレーション、オーバーシード、部分補修など、人手が必要な作業が大幅に増加することです。現在、芝生化されている一部の学校では、オーバーシードや部分補修などをPTA役員が実施していたり、芝生化維持管理委員会を設置したりしている学校もあるようですが、これらの作業や指導する人員の確保が困難であること、また、作業の一部を教員や学校職員が作業を行う場合には、維持管理にかかる作業負荷は大幅に増加すると思われます。また、芝生は人による踏圧や擦り切れで芝生が弱っているときなど、芝生の養生のため、一定期間、立入りを規制することも必要となり、子どもたちのグラウンドでの活動が制限されることもあるかと考えます。いずれにいたしましても、維持管理、運用についても、かなりハードルが高いと認識しているところです。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 学校への芝生の導入につきましては、今すぐというわけではありませんが、いわゆる食育

ならぬ、芝育というものについては、高い教育効果が見込まれるというふうに考えます。できる形というものが、探してみればあるかもしれません。私も引き続き調べますので、教育委員会におかれましても、研究をお願いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

さて、続きまして、公共施設の専門職についてお伺いをいたします。葛城市内の公共施設については、葛城市が平成28年3月に発行した葛城市公共施設マネジメント基本計画の中に、施設類型別の方針というのが明記されています。それによりますと、葛城市内の公共施設は9つのカテゴリーに分類されるというふうにあります。まずは、市役所などの庁舎系施設であります。次に、歴史博物館などの文化施設や図書館など、これらを集客施設と呼ぶということであります。以下、社会福祉施設、住宅系施設、消防施設、教育施設などなどが続きます。

私は今から3年前の令和元年12月議会の一般質問で、市内にある公共施設のうち、先ほど申し上げた文化施設や図書館などの集客施設について、学芸員や司書といった専門職の配置などについてお伺いをいたしました。その際、私は、いわゆる文化施設や図書館は、教育基本法の精神にのっとった社会教育法、それから、博物館なら博物館法、図書館なら図書館法に従って設置され、専門の領域については、学芸員や司書などの専門職によって運営されるべきものであると、自らの考えを述べました。今回の質問では、歴史博物館と新庄文化会館とを例に挙げまして、集客施設の専門職についてお伺いをしたいと思います。

さて、今年4月から歴史博物館の学芸員が増員されたとは伺っておりますけれども、現在の学芸員の体制はどのようになっていますでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 歴史博物館の学芸員は、令和4年度より3名体制となっております。学芸員の専門の内訳ですが、考古学1名、古代史1名、近世史1名です。これら3名を、同じく学芸員資格を有する特認館長が指導、助言を行っておるところでございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 学芸員の増員によって、歴史博物館の体制が充実したことを、私、評価をいたします。ところで、以前、当時の森井教育部長に同じ質問をして、ご答弁をいただいたわけなんですけれども、歴史博物館は歴史資料館ではなく、博物館と名がついています。それについてどのように博物館施設の要件を満たしているのでしょうか。改めてお伺いをいたします。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 博物館法では、博物館とは、歴史をはじめとする諸分野について、資料収集、資料の保管、展示、教育普及と資料に関する調査研究をすることを目的とする機関と定めております。その目的を達するために、歴史博物館では、施設面においては展示のための常設展示室、特別展示室、そして資料保管のための収蔵庫、特別収蔵庫を設け、教育普及のためには、あかねホールを活用しております。また、博物館法では、博物館の任務達成のため、館長と学芸員の配置が定められております。

なお、葛城市博物館は、博物館法が定める要件を満たしていることが奈良県教育委員会の審査によって認められており、登録博物館と区分されております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 では、博物館法の精神にのっとった運営につきまして、具体的にどのように行っておられますでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 運営につきましては、博物館法では、さきに述べた5項目のほか、展示図録や調査報告書といった各種書籍の作成と頒布、講演会などの実施、教育活動への協力と援助などを行うよう定めております。調査研究活動は常に行っております。その他の活動について、令和3年度実績では展示会を2回開催し、これにあわせて展示図録を2冊作成いたしました。また、年15回の公開講座を企画し、コロナ禍の中ではありましたが、十分な対策を取りつつ、9回実施しております。教育普及活動につきましては、市内外の小学校の見学を受け入れるとともに、学校へ出向いての出張授業を行うなど、制限のある中ではございますが、可能な限り行っております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今のご答弁を伺いまして、相当なコロナ禍の中でありましたけれども、活動をされていたということでもあります。これらの活動を、3月まで学芸員の方が実質1人でいらっしゃったというこの体制の中でやってこられたということにつきまして、私は敬意を表したいと存じます。学芸員が増員されたことで、この歴史博物館の研究体制というものは、改善が見込まれるというふうに予想するわけでありますけれども、今後どのように改善が見込まれるというふうに考えておられますでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 各学芸員の専門が分かれていることから、多様性が獲得できております。複数の学芸員による様々な時代に対応が可能となったという点で、研究体制は改善されたと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今後の歴史講座の開催や図録物の作成などに対しまして、どのようなよい影響が見込まれますでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 調査研究に関係して、長らく懸案となっていた歴史博物館所蔵の文書について、目録や調査報告書の刊行が現実的な目標の1つとして挙げるようになります。また、専門の異なる学芸員がいることにより、1つの物事に対して様々な見方ができるようになります。図録など刊行物の内容が、より充実した形で提供できると考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今のお話伺いまして、博物館は博物館法の施設として、建物として要件を満たしているということはもちろん必要でありますけれども、それだけじゃなくって、専門職である学芸員という人によって成り立っている施設だというふうに改めて思いました。これからが楽しみであります。引き続きどうぞよろしく願いをいたします。

さて、先日、とある市民の方から伺った話でありますけれども、新庄文化会館の1階にあ

る事務室に行かれたところ、無人であったということでもあります。しばらく待って、職員が戻ってこられたので、この市民の方が話を聞かれたところ、当日は1人で対応をされているということでありました。市民の方の話、私が伺いまして、後に確認をいたしましたところ、新庄文化会館1階の事務所は常勤の職員と会計年度任用職員が1人ずつ勤務されていますけれども、シフトの関係で、常勤の職員のみ、または会計年度任用職員が1人で勤務されている日があるということでありました。

以上、先日聞いた話を、これあくまで一例ですが、一例として取り上げました。ここでちょっと伺いますけれども、常勤の職員が出張や休暇などでこのように不在の場合、新庄文化会館ではどのような体制をとっておられますでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 新庄文化会館におきまして、あらかじめ常勤の職員が出張や休暇などで不在となる場合は、當麻文化会館の常勤の職員が新庄文化会館に赴いて、2人体制を取るようにし、管理・運営に支障を来すことのないように対応しているところでございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 現在、新庄文化会館には、常勤の職員が2名配置をされていて、1人が文化会館ホールの技術員の方、もう1人が図書館長で司書という専門職であるというふうに聞いております。今のご答弁なんですけれども、新庄文化会館ホールの常勤の職員の方が出張や休暇などで不在となる場合は、當麻文化会館勤務の常勤の職員が代わりに新庄文化会館に勤務されることによって、会計年度任用職員と合わせて2人体制を維持されるというふうな説明をされているという意味でよろしいでしょうか。

では、地下1階に新庄図書館がありますけれども、新庄図書館においては、図書館長が不在となる場合はどのように対応をされているのでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 図書館には、会計年度任用職員を含めると5名の職員を配置しております。日々の図書館業務を行うために必要最低限な人員は3名であり、必ず3名が勤務するようにローテーションを組んでおります。また、常勤の職員が不在時に緊急を要する事象が発生した場合の対応につきましては、日頃から対処方針を定め、利用者、また職員の安全を守るように努めているところでございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 図書館についても必ず3名が勤務するようにされているというふうなことで、また、この常勤の職員が不在時に緊急を要する事象が発生した場合については、対処方針を日頃から定めておられるというふうなことです。承知をいたしました。

さて、私は今、議員として、葛城市の人権教育推進協議会や人権施策協議会に参加するなど、人権政策に関わる役目を務めております。今年は全国水平社が結成されて100年、また、国民は法の下に平等であり、一切の差別を認めないというふうに明記しております日本国憲法が施行されて75年でありますけれども、その理念が現在の社会でも実現しているとは言えません。市役所にも、依然として差別につながる電話などの問合せがあるというふうに聞き

ます。市では、対応についてどのように研修などを行っているのでしょうか。また、文化会館の事務所や図書館で人権に関わるようなレファレンスや問合せがあった場合、適切に対応できるようにされているのでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いたします。

本市では、市長を本部長として組織いたします葛城市人権問題啓発活動推進本部に全職員が所属しており、職員一人一人が人権啓発の責務を負っているという自覚を持って職務に精励しております。毎年、職員は市で実施する職員人権研修を受講するとともに、様々な人権講演会等に参加できるよう割当てを行っております。昨年度は、各職員が使用するパソコンから講演動画を視聴する形で実施し、会計年度任用職員も含めて受講できるように実施いたしました。また、毎年度当初に人権問題啓発活動推進本部会議を開催しており、この中で、市長からの指示の下、市が作成している差別事象の対応マニュアルについて、会計年度任用職員も含め、全職員に対して周知と指導の徹底を行っております。

なお、図書館における人権に関わるレファレンス対応としては、人権関係図書の案内などが想定されますが、図書館に限らず、窓口対応等の際に差別につながるがあれば、その差別を見抜いて指摘する必要がございます。市役所内のどの部署に所属しているかに関わらず、全職員が常に人権尊重の視点に立って職務に当たり、差別を許さない毅然とした対応ができるよう努めてまいります。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ご答弁いただきました。今お話がありましたように、まず人権研修については、今、コロナ禍ということもあって、パソコンから講演動画を視聴する形で実施されているということでありましたが、常勤職員だけでなく、会計年度任用職員についても受講できるようにされている。また、マニュアルについても、常勤職員、会計年度任用職員、関わらず、全職員に対して周知と指導の徹底をしておられるということでもあります。承知をいたしました。

さて、新庄文化会館ホールの管理に関する業務というもの、それからあと、図書館業務、例えば、市民からの問合せ、レファレンスなどに関する業務というものについて、私は専門性が高いというふうに考えるものであります。今し方の人権に関わるような例に関わらず、もし新庄図書館で館長不在の際に、経験を積んだ司書でなければできないような、司書が必要な問合せがあれば、どのように対応をされるのでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 新庄図書館には、現在、会計年度任用職員が4名勤務しております。そのうち1名が司書資格を持っており、館長が不在のときは、その会計年度任用職員がレファレンスを担当しております。また、もう1名、今年の夏に図書館司書講習を受講する会計年度任用職員がおります。新たに会計年度任用職員を採用する場合にも、司書資格の有資格者を優先して採用し、司書の確保に努めているところです。利用者からの問合せにつきましては、難易に関わらず、利用者が求める回答を的確に提供することができるよう、図書館職員が連携して調査に当たっております。館長が不在であった場合でも、対応した職員が問合せ内容を聞き取

り、内容によっては、即答できる場合はその場で回答し、調査に時間が必要な場合には、後日回答する旨を利用者に伝えるなどの対応をしておるところでございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 利用者からの問合せに対して、図書館職員が連携をして調査に当たって対応されているというふうなことです。承知いたしました。先ほど申し上げましたとおり、現在、新庄図書館に勤務している常勤の職員は、司書である図書館長1人であるというふうに向っているわけでありましてけれども、図書館司書の専門性、あるいは司書の採用について、市のお考えはいかがでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。ただいまの吉村議員のご質問、図書館司書の専門性や採用について私のほうからお答えさせていただきます。

図書館法で、公立図書館は、公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとされています。葛城市立図書館条例におきまして、図書館に、館長その他必要な職員を置くとなっており、図書館を所管する生涯学習課には、図書館司書免許を持つ常勤職員は2名、会計年度任用職員は3名が配属されております。また、市役所全体としては、図書館司書免許を持つ常勤職員は12名在職しております。あるべき行政サービスを保障するという観点から、それぞれの部署でその業務に応じた人材の確保が必要になると考えております。今後、市としても、優秀な人材を必要な人数で確保できるように努めてまいります。

以上でございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ご答弁いただきました。市の採用に関する考え方ということにつきまして、理解をいたしました。

今回の一般質問でありますけれども、2つ目の天然芝のグラウンドについての質問と、3つ目の公共施設の専門職についての質問という2つが、実は、1個目はちょっと違うんですけど、この2つの質問については実は根っこでちょっとつながっております。葛城市内には、司書資格を持った常勤の職員が市役所全体として12名在籍されているとのことであります。市行政に関わる、図書館司書は司書でありますけれども、公務員でもありますから、市の行政に関わる公務員としての業務は幅広いわけありますから、ほかの部署で、行政のプロフェッショナルとしての経験を積んでもらおうというお考えについては、これはもう理解をいたします。

これ私ども、出版業界での例をちょっと挙げますと、僭越ながら挙げますと、例えば、編集者で書店の棚を知らない人が結構おります。そういう人が本をつくったりすると、ちょっとへんちくりんな本ができたりとかということがありますので、書店の実際を知ってもらうために、一定期間、出版営業をやってもらうというようなことがあったりとか、あるいは、出版社の営業に意外と書店員の出身者、書店員からの転職が多いんですね。それはなぜかというやはり書店の棚とか、そういうことがよく分かっている必要があるというふうなこと

なんですね。だから、葛城市の今の採用の話聞きましても、この専門のことは深く掘り下げなければいけないけれども、広い視野を養うという意味では、非常に意味のあることだというふうに理解いたします。

しかし、現在残念ながら書店で、商品知識のない人が、欠本補充をやっていたりとか、やっぱりそういうふうな実情があります。ポストレジが入ったことによって、もう誰でもできる仕事だというふうに思われてしまって、そういうふうなことが行われている。図書館についても同じようなことがあって、私はとある結構有名な図書館に行ったときに、そこは話題になっているような図書館であったんですが、その図書館の方に、棚に本を入れていらっしゃる方に、日本十進分類法、いわゆるNDC、これについて伺ったわけです。もう図書館員としては、その分類があるということは基本中の基本なわけです。税理士が、このBSとかPLとか、分からないというふうなことと同じぐらい基本中の基本、貸借対照表とか損益計算書とかそういうことが分からないで税理士とかできないわけですが、それと同じようなことなんですが、そういった人に、NDCでこれどうやって分類しているんですかって聞いたら、日本十進分類法って何ですかと聞かれて、えっと思ったことがあるんですね。利用者が知りたい情報を図書館員に聞いても速やかに出てこないということがあれば、これは図書館の形、建物が立派であったとしても、これが市民の知る権利、資料請求の権利を保障する公共図書館と言えるのかというと、私は、それは違うかなというふうに思うわけでありまして。全国では、指定管理者制度を取り入れる図書館もありますけれども、同時に問題点も指摘されております。図書館司書資格を取得することそのものは、そんなに難しい、ハードルの高いものではありません。しかし、私は、司書の専門性につきましては、学芸員と比べても決して低くはないというふうに考えるわけでありまして。司書というものは利用者からの要求に応えるために、所蔵施設の把握はもちろん、地域の実情にも精通しておかなきゃいけない、地域の図書館として、そして資料に関する専門知識と経験の蓄積が必要な仕事だというふうに考えるわけでありまして。

2番目の質問で質問いたしました、天然芝の市民グラウンドの管理についても同様に考えております。葛城市の、この天然芝のグラウンドは、過去に何人の方がおっしゃいましたけれども、言及されましたけれども、これは市民の宝であります。これまで、外部の方である、芝生管理のプロフェッショナルでいらっしゃる芝生管理アドバイザーのご指導の下、新町運動公園2つのグラウンドの芝生管理については、一定の成果を上げてきております。高い評価も得てきております。しかし、図書館同様、市民からの要求に応えるためには、芝生の育成に対する技術はもちろん、ほかの自治体の周辺地域の市民グラウンドの利用状況も知った上で、経験も積み重ねていくというふうなことが必要ではないか。そうすれば、そういう管理をするのに対しまして、よりよい仕事ができるのではないかなというふうに考えます。図書館、それからグラウンドの管理、共に公共施設であります。公共施設の役割とは何かということを熟知した、そういった職員によって、そしてそういう人たちが経験も重ねて、そういった地域のこと、例えば、グラウンドであれば土壌のこととか、それから図書館であれば、その自治体の歴史であるとか、そういうものを熟知した職員による運営が望ましいとい

うふうに考えているものであります。

市におかれましては、9月に、職員の中途採用もされるというふう聞いております。市全体の職員数が限られている中で、いろいろと、もう、人事面というのは勘案してされると。難しい問題であろうかなというふうには、外から見て拝察するものでありますけれども、司書など専門職の職員体制につきましても、その専門性につきましても、どうかご理解をいただきまして、また、今後の採用の際はご配慮を願いたいなというふうにお思っているというふうな次第でございます。

今回も丁寧なご答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。これで私の一般質問を終了いたします。

川村議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日21日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時40分